

平成31（2019）年度

東京都予算編成にかかる

重点要望事項

東京都市長会

目 次

1 多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための 施策の推進	1
2 地方創生の推進に向けた支援	3
3 「東京都長期ビジョン」の実現	4
4 地方分権の推進における都の支援	11
5 市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化	14
6 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を オール東京として開催するための施策の推進	17
7 業務核都市及び多摩地域拠点域等の育成整備	20
8 公共施設等修繕・保全計画への支援	22
9 社会保障・税番号制度の運営のための支援	23
10 自然災害に対する防災体制の確立	25
11 防災事業の充実と財政措置等の確立	28
12 子育て環境の充実	30
13 安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	32
14 公立学校における教育環境の整備	34
15 特別支援教育推進に向けた支援	36
16 学校施設等の非構造部材の耐震化に伴う補助制度の拡充及び 支援期間の延長	38
17 東京都公立学校施設冷房化支援特別事業の推進	39
18 学校における働き方改革の推進に向けた支援	40
19 連続立体交差事業等の鉄道整備と駅周辺の総合的な まちづくりの推進	41
20 介護保険制度に係る市町村への支援策の充実	44
21 高齢者保健福祉に係る各種施策の充実	46

22	地域包括ケアシステム構築に向けた施策の充実	47
23	認可保育所及び認証保育所に対する補助制度等の充実	48
24	障害者福祉施策の安定的な運営に向けた支援	50
25	医療保険制度の一本化に向けた取組	53
26	国民健康保険制度における国の公費負担割合拡大	54
27	医療保健政策区市町村包括補助事業の充実等	55
28	予防接種等における支援の確立	56
29	公立病院に対する補助制度の充実	57
30	医師及び看護師等医療従事者確保のための施策の充実	59
31	多摩地域における医療体制等の充実	61
32	がん検診への支援の充実	62
33	出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）の充実	63
34	新生児聴覚検査の実施における支援の確立	64
35	アスベスト対策の強化	65
36	地下水及び土壌、大気等の汚染対策の充実	67
37	横田基地等周辺的生活環境整備・騒音対策等の推進	69
38	廃棄物処理施設等の整備及び再資源化推進事業への 財政支援等の充実	74
39	拡大生産者責任の強化	76
40	緑の保全に対する施策の充実	78
41	流域下水道事業の促進と財政援助	80
42	地球温暖化対策における省エネルギー・新エネルギー対策への 財政支援等の充実	82
43	大規模災害の発生に対応した廃棄物の広域処理体制の構築	84
44	使用済小型家電のリサイクルシステム維持のための財政支援等	85

45 多摩都市モノレールの整備推進と新たな公共交通システムの 検討及び輸送サービスの向上	86
46 多摩の広域的な道路ネットワークの形成に資する 総合的一体的な道路整備の促進	88
47 市街地開発事業に係る補助制度の充実	90
48 空き家等対策についての支援	91
49 都市農業の振興に向けての諸施策の充実	92
50 建築基準行政事務の市移管に伴う各種支援措置の拡充	94

1 多摩地域を個性・活力・魅力ある自立都市圏とするための施策の推進

多摩地域の振興に当たっては、自然と共生し、地域特性を生かしながら、多摩を活力と魅力に満ちた自立都市圏として形成していくことが重要である。

しかし、多摩地域を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、大規模事業所の相次ぐ撤退や、人口減少局面の到来等、大きな課題が顕在化してきている。

一方で、多摩地域は、先端技術産業や数多くの大学・研究機関の集積、豊かな自然環境などを活かした特色ある都市づくりが可能な地域であり、多摩の持つポテンシャルを、従来とは違った視点で捉え、新たな将来像を描き、これから進むべき方向を明らかにすることが求められてきた。

こうしたことを踏まえ、都は平成25年3月に「新たな多摩のビジョン」を策定し、これからの多摩の目指すべき姿や進むべき方向性を示すとともに、その実現に向け、26年3月に「新たな多摩のビジョン行動戦略」を策定した。また、29年9月には、これまでの「新たな多摩のビジョン」に代わる「多摩の振興プラン」を策定し、2020年までの当面の取組と、その先を見据えた多摩の目指すべき地域像やその実現に向けた施策の方向性を示した。

各施策を推進するに当たっては、市町村間の連携はもとより、民間企業やNPO等の地域の形成・発展を担う多様な主体とも十分な連携を行うとともに、共通認識の醸成を図り、多摩振興の取組を積極的に推進されたい。

また、施策の適切な進捗管理を行い、取組に地域格差が生じないように留意されるとともに、以下の事項について支援を行われたい。

1 新たな財政的支援の創設

「多摩の振興プラン」に基づき、市町村が実施主体となる事業については、これまでの事業補助金に代えて市町村の裁量により柔軟な活用ができる交付金等、地域の実情に即した取組が講じられるような財政的な枠組みを積極的に創設されたい。

2 都市間連携の推進

国が進める連携中枢都市圏の取組について、連携中枢都市となる要件を満たす市は都内になく、国からの財政的な支援が受けられない。今後、更なる人口減少が見込まれる多摩地域においては、地域での公共施設の運営における連携の必要性が高まるとともに、産業振興や地域活性化などの地域共通の課題解決に地域が連携して取り組むことが事業効果の向上に繋がる。このため、多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進に向けた積極的な取組及び自治体間の連携による地域経済圏の確立や行政サービスの維持向上に資する取組に対し、財政的支援を行うとともに、都がファシリテーターとなり、新たな連携体制構築のための支援を行われたい。

3 立川基地は、南関東地域における災害発生時の人員・物資の中継・集積拠点として位置付けられており、また、28年度に都が旧立川政府倉庫を東京都多摩広域防災倉庫として取得し、29年6月より施設の一部の活用を開始している。この東京都多摩広域防災倉庫を含む広域防災基地へのアクセス性を高めるため、多摩川対岸の中央高速自動車道、国道16号線並びに20号線バイパス、甲州街道及び五日市街道へ通じる路線について、「東京における都市計画道路の整備方針」（第四次事業化計画）との整合性を図りつつ、優先的に整備を推進されたい。

4 25年5月に多摩・島しょ地域の特性を踏まえ、都と市町村が連携した取組を進めるため、「多摩・島しょ地域の防災対策」が策定された。また、26年7月には、多摩・島しょ地域の孤立化対策などを盛り込んだ「東京都地域防災計画」の修正が行われ、同年12月には「東京の防災プラン」が策定された。また、その取組状況を報告する「東京の防災プラン進捗レポート」が、28年より毎年度作成されている。

引き続きこれらの計画等に基づき、災害に強いまちづくりの推進と地域防災対策の更なる強化を今後も積極的に推進し、地域防災力の向上を目指すとともに、地域特性を勘案した市町村の取組への支援を行われたい。

5 リオデジャネイロ五輪後から「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」をはじめとする文化プログラムが開始され、さらに、2020年4月から、これまでにない先進的な文化プログラムである「Tokyo Tokyo FESTIVAL」が実施されるなど、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、多摩地域の文化を国内外に向けて発信する絶好の機会である。ついては、多摩地域における有形・無形の伝統文化の保全と、多くの市民や文化芸術団体が文化プログラムに参加できるようにするため、文化プログラムの実施に伴う助成金の総額の引上げを図られたい。また、大会開催後もレガシーとして残るであろう様々な文化振興施策に対する長期的な財政的支援策を講じるとともに、多摩の魅力を増進するための文化振興策を推進されたい。

2 地方創生の推進に向けた支援

人口減少や超高齢化が進むなか、地域の特徴を活かした個性あふれる地方の創生により、経済の好循環の波をひろげ、各地域で若者が元気に働き、子どもを産み育て、次世代へと豊かな暮らしをつないでいくことが重要な課題となっている。

こうしたなか、国は「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口減少克服や地方創生の観点から、各省庁の縦割りを排除した、これまでにない新たな支援に取り組んでいる。

今後、市町村が、各地域の活力の維持・向上を図りつつ、それぞれの特徴を活かし、自立的で持続可能な社会を創生できるよう、以下の事項について国に対して働きかけられたい。また、都においても、東京と地方が共に栄える、真の地方創生の実現を目指し、東京都総合戦略を進めていくなかで、市町村と連携をとり迅速な情報提供や各種支援を行う体制を確立されたい。

- 1 地域の実情に応じた、創意工夫によるきめ細かな施策を可能とするため、引き続き、地方税財源の充実を図られたい。
- 2 地方創生に関する交付金については、東京都総合戦略の策定経緯を踏まえ、市町村が策定する地域再生計画に基づく事業について同交付金を十分活用できるよう、国に対し柔軟な運用を要望されたい。また、都においても、東京都総合戦略の推進に向けた自由度の高い財政措置を講じられたい。
- 3 子ども・子育て支援新制度に基づく施策を進めるとともに、待機児童解消に向けた取組の更なる加速化や市町村が実施する子育て支援施策に対して、引き続き財政支援を含め様々な支援の充実を図られたい。
- 4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、市町村が地域の特性を活かし、多摩地域の交流人口の増加による地域活性化が図られるよう、産業振興、観光振興、文化振興、教育の充実など、地域の魅力発信に向けた横断的な取組の推進等を行うため、引き続き各種支援の充実を図られたい。

3 「東京都長期ビジョン」の実現

平成 26 年 12 月に策定された「東京都長期ビジョン」の実現に向けて、28 年 12 月に「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」が策定され、本年 1 月には政策の強化版として「『3 つのシティ』の実現に向けた政策の強化（平成 30 年度）～2020 年に向けた実行プラン～」が取りまとめられた。

多摩地域と区部における行政サービス等の地域格差を是正する視点も踏まえ、関連する各種計画について市町村の意見を反映して実施するとともに、その進捗状況に関する情報を提供されたい。また、事業の実施後についても、その成果を検証し、市町村に新たな財政負担が生じないよう十分に配慮されたい。

1 バリアフリー化推進に対する支援等

バリアフリー化推進のため市町村と連携するとともに、地域のバリアフリー化を積極的に推進できるよう、より一層の補助制度の拡充を図られたい。

特に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ、より積極的に推進できるよう、支援措置を講じられたい。

また、今後、外国人旅行者などの更なる増加が見込まれることから、ピクトグラム（案内図記号）の統一がより一層必要となってくる。このため、27 年 2 月に改定された「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」の更なる普及を図られたい。

2 地域の国際化に対応した国際化施策推進のための総合的な取組の強化

(1) 近年、外国人相談窓口の必要性は更に高まっており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた外国からの労働者が増えることが想定されるなか、多摩地域における外国人の更なる利便性向上のため、現在、都庁舎で実施している外国人相談窓口の多摩地域での実施、インターネットの活用による相談事業の充実、案内標識整備等の多言語表記の推進など情報のバリアフリー化について、積極的な措置を講じられたい。

(2) 市町村及び市民の行う日本語講座や相談事業などに対する支援を充実し、積極的な施策展開を図られたい。特に、相談事業については、外国人が抱える相談の特殊性や近年の社会情勢の変化もあり、少数言語などの語学ボランティアでの対応は十分とは言えない。東京都国際交流委員会と各自治体等が連携して実施している「在住外国人のための無料専門家相談会」についても、負担が大きいため、市町村によっては相談会を開催できない状況がみられることから、市町村の枠を超えた広域的な取組に対し、都による財政的な支援策を創設されたい。また、広域行政として都による実施を検討されたい。

- (3) 定住外国人及び東京を訪れる外国人はますます増加することが予想され、都として広域的に取り組むべき多文化共生のための施策を拡充することは、外国人住民の利便性の向上につながる。医療・防災・生活相談等、様々な取組が必要であるが、特に外国人住民の生命に関わる医療通訳者の派遣システムの構築の検討や、大規模災害時における通訳広域派遣システムの更なる充実及び周知を図られたい。

また、東京都防災（語学）ボランティア制度においては、医療通訳者として必要な医学や医療の知識、プライバシーの確保及び患者の権利の理解等、医療通訳に特化した制度を構築されたい。

3 交通インフラ並びに都市計画道路の整備促進

- (1) 都市間の連携を図る基幹的システムである多摩都市モノレールについては、次期整備路線に位置付けられている箱根ヶ崎方面への延伸が、28年4月に国が発表した交通政策審議会の答申において、「事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において調整を進めるべき」とされており、その導入空間ともなる新青梅街道の拡幅整備事業に併せて、早期実現に向け事業化を図られたい。

また、多摩都市モノレールの多摩センターから町田方面への延伸についても、同答申において、「道路整備の進捗を見極めつつ、事業化に向けて具体的な調整を進めるべき」とされ、整備の意義・効果が高く評価されていることから、国及び鉄道事業者との積極的な協議を進め、箱根ヶ崎方面と併せて早期事業化を図られたい。併せて、多摩センターから八王子方面への延伸については、市街化の進行により計画の具体化が困難にならないよう、早期整備を進められたい。

さらに、同答申で示された、小田急多摩線や東京12号線（都営大江戸線）等の延伸や、鉄道の連続立体化・複々線化の整備促進を図ることにより、都市基盤整備を進め、多摩の持続的発展の基礎づくりを推進されたい。

- (2) 多摩地域の道路ネットワークの整備については、多摩地域の南北主要5路線や東西主要4路線などの幹線道路について、沿道環境に配慮しつつ、積極的な整備促進を図られたい。「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」で示された都施行路線についても、着実な整備を図られたい。また、都県境を越えるネットワークを形成して、都市間連携の強化を図るとともに広域的な防災性を向上させる必要があることから、道路や橋梁の重点的な整備を促進されたい。

なお、都施行路線以外の区間においても、協力、支援などの措置を講じられたい。

- (3) 中央自動車道の渋滞解消について、27年12月に調布インターチェンジから三鷹バスストップの間に付加車線が設置されたところであるが、渋滞の抜本的な解消には至っていないことから、中央自動車道の調布付近及び小仏トンネル付近の渋滞解消に向け、上り線の渋滞対策事業の早期完成に加え、下り線についても渋滞対策の検討を進められたい。

4 3 環状道路の整備に向けた積極的な働きかけの継続

首都圏の道路交通の骨格である3環状道路の整備率は、30年2月現在で約79%と未だ不十分である。

環状道路が整備されることにより、放射方向の高速道路のバイパスとなり、東京の最大の弱点である交通渋滞が解消される。また、首都圏が一体として発展し、東京の持つポテンシャルを最大限に引き出していくためにも、早期開通に向けて事業促進に努められたい。

特に、東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）については、26年3月に都市計画事業承認及び認可を受け、32年度の完成を目指して事業を進めているところであるが、事業の進捗に当たっては、これまでの経過を踏まえ、対応の方針を確実に履行するなど、国が責任をもって整備を進めるよう、国及び事業者に強く働きかけられたい。

5 公共施設等の耐震化及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- (1) 小中学校は、災害発生時には児童生徒の安全を確保するばかりでなく、地域の避難所として重要な役割を担っていることから、改築や改修等に関する補助制度を充実されたい。併せて、保育園や児童館、学童クラブ、地域センターなどの公共施設のほか、廃校施設を利用し普通財産として活用している施設で、学校と同様に地域の避難所に指定している施設などについては、今後の老朽化対策としての建替えを含め、耐震化工事について財政支援を実施されたい。

また、25年度に創設された非構造部材の耐震化工事に対する補助制度の支援期間を都内公立学校の対策が完了するまで延長するとともに、子供の安全を守るために補助対象を限定することなく、保育園などの公共施設についても小中学校と同様に引き続き財政支援の充実を図られたい。

- (2) 災害発生時には、緊急輸送道路の確保が不可欠である。このため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けて、現在の財政支援の継続及び更なる財政支援の充実を図られたい。また、国に対しても確実な財源措置を要請されたい。
- (3) 震災時におけるライフラインとしての飲料水を確保するため、水道管の耐震化の整備と緊急時の給水に係る計画に基づく整備を早急に推進されたい。
 - ① より効果的に断水被害を軽減できるよう、水道管路の耐震継手化を進めるなど、早急な整備充実を図られたい。特に、震災時に重要となる避難所までの管路を早急に耐震化されたい。
 - ② 都の水道事業へ未統合の市では、厳しい財政状況のもと、独自財源によって事業を行っている。このため、耐震化に対する補助要件を緩和するよう引き続き働きかけられたい。
 - ③ 震災による長期断水等を想定し、多摩地域の給水人口に対応した給水車の配備等を更に拡充し、安全な飲料水の供給について対応策を講じられたい。

④ 多摩地域の上水道用地下水については、地盤沈下や水質の動向に十分配慮しながらの活用と、取水井戸の維持管理の充実を継続し、安全な飲用水の広域的な確保を図られたい。また、地下水割合の維持と取水停止時の地下水による給水が可能となるよう運用の整備を図られたい。

6 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者対策として共助の仕組みを構築するためには、名簿の更新や個別計画を見直すなどの業務が必要となる。平成25年度に改正された災害対策基本法により義務付けられた避難行動要支援者名簿の作成及び支援体制を構築するための個別計画の策定・推進には、継続した管理運営が必要となることから、長期的かつ継続的な財政支援の充実を図られたい。

7 都市型水害に対する安全性確保

都市化の進展に伴い、宅地開発と道路の舗装化が進んだ結果、本来自然が有する保水機能が損なわれ、中小河川では、増水し氾濫する危険性が増している。昨今では全国各地で記録的豪雨が頻発していることから、水害の脅威から流域住民の生命と財産を守るために、中小河川の早期改修整備はもとより、雨水貯留浸透事業等の都市型水害対策の充実・推進を図られたい。併せて、雨水管の整備や老朽化対策に対して技術支援及び財政支援の充実を図られたい。

8 土砂災害対策の更なる推進と身近な緑の保全

「土砂災害警戒区域」の指定区域のなかには、住宅地開発がなされている一方で、貴重な緑が残っている多摩川由来の崖線も含まれており、崖線の緑を保全しつつ、がけ崩れ防止対策を行う必要がある。また、都民からは安心して生活できるよう対策工事等に関する支援強化を望む声が出てきている。そのため、都と関係市町村が連携して、国の関係機関との調整を図り、開発と保全が一体となった取組ができるよう、技術支援及び財政支援を図られたい。

9 予期せぬ災害・危機への備え

東日本大震災や近隣諸国に端を発する新型インフルエンザ、PM2.5等のように、市町村単位での対応が困難となるような、予期できない災害や危機への対応が相次いでいる。

このような事態が発生した場合、広域での対策が有効であることから、都の主導による市町村や医療機関等と連携した迅速な対応と、緊急物資や人員を支援し適宜適切に情報を共有する体制の構築を図られたい。また、都県境を越えた協力・連携体制の構築についても、都で調整されたい。

10 男女共同参画推進のための総合的な取組の強化

(1) 市町村においては、男女共同参画社会実現のために、男女共同参画計画の策定及び情報誌の発行や相談窓口の設置、講座やシンポジウムの開催、配偶者暴力の被害者に対する自立支援対策等の事業を展開している。

男女共同参画施策の更なる推進に当たり、都においては引き続き情報の提供、関係機関の連携体制の充実・強化を図り、市町村が実施するこれらの事業や増加する相談業務に対しての支援や補助制度等の新設をされたい。

- (2) 女性の雇用環境の一層の改善を図るため、事業主に対する男女雇用機会均等法の趣旨の周知徹底、指導の更なる強化や、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正、女性の割合が高い非正規雇用の雇用環境の整備、ひとり親家庭等に対する取組の充実・強化を図られたい。さらに、27年9月に施行された女性活躍推進法の周知啓発及び女性の継続的な就労に向けた環境整備や、人材育成、積極的な登用等に対する取組を促進されたい。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて事業主等に対して広く意識改革の推進や関連法制度の広報、啓発、情報提供を引き続き実施するとともに、市町村が取り組む各種事業についても支援強化を図られたい。

- (3) 東日本大震災以降、防災計画・マニュアル作りにおける男女共同参画の推進が求められるようになったことや、市民や職員の意識向上によって、「防災と男女共同参画」の視点の普及、防災の取組における女性参画の推進などが図られつつある。

都においても、女性防災リーダー育成に向けたプログラムの策定やシンポジウム等の開催、女性の視点からの防災ブック「東京くらし防災」の作成など、新たな取組を実施しているが、この取組を更に推進し、市民や職員に対する研修、普及活動などに対する積極的な補助や支援を図られたい。

11 環境負荷の少ない地域づくりに向けた施策展開

- (1) 低公害車・低燃費車の導入や、生ごみを活用したバイオマスエネルギー、太陽エネルギー等の活用、公共施設の高気密・高断熱化等による地域における省エネルギー・新エネルギー施策の展開など、低炭素で高効率な自立分散型エネルギー社会を創出するための積極的な展開を引き続き図られたい。
- (2) 自転車は環境に与える負荷の少ない移動手段であることから、交通ネットワークの一環となるよう、関連施策の充実などの取組に対する積極的な支援を引き続き図られたい。特に、自転車と歩行者の安全に配慮した自転車専用道や自転車走行空間については、都道において早期に整備を推進されたい。また、市町村が行う駐輪場整備等に対しては、交通安全施設等整備事業の補助要件を緩和されたい。

12 都市計画公園・緑地の整備の促進

多摩地域における都立公園の整備に当たっては、都立公園の存在していない市の状況も踏まえ、今後の「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定を含めて計画的に取り組まれたい。

13 新たな緑の創出に対する支援と緑の保全に対する施策の充実

新たな緑の創出のため、公共・民間を問わず施設の屋上、壁面等の緑化、公立小中学

校の校庭の芝生化を推進されたい。特に、芝生整備後の維持管理に対する支援を更に充実されたい。また、無電柱化は緑のネットワークと一体的に推進する必要があることから、都道における速やかな事業の促進と、市町村道における無電柱化事業推進のための財政支援を一層図られたい。

14 広域的な産業拠点の育成

多摩地域を広域的な産業拠点として育成するためには、それぞれの地域特性を生かした産産・産学・産金の連携が不可欠である。

については、これらの連携を強化するために、都有地活用等により、多摩地域に数多く立地するものづくり中小企業と大学等の中核機能を担う産業交流拠点の整備を着実に実施し、多摩地域における産業の育成を図られたい。

また、より実効的な多摩地域への企業の立地促進及び集積維持のため、企業誘致奨励制度の創設等による支援の充実を図られたい。

15 雇用・就業機会の創出について

- (1) 非正規雇用者が新たな知識や技能を習得し、再就職等に役立てられる能力を開発するため、東京都立職業能力開発センターでの職業訓練科目の充実や、東京しごとセンター多摩の就職支援講習を拡充するなど、支援の強化を図られたい。
- (2) 国は35歳未満の非正規雇用者を対象に人材育成・定着支援策を行っているが、就職氷河期以降に増大した非正規雇用者が今では40代に達していることから、こうした非正規雇用者に対する雇用・就労支援策の更なる強化を図られたい。
- (3) 増加を続けるひきこもり・ニート等の若者対策として、雇用・就労の側面から支援するため、市町村と連携した就業支援講習等を実施されたい。
- (4) 各市では、労働セミナーや合同就職面接会の開催等、就業促進に向けた様々な支援策を展開している。都においては「東京都人づくり・人材確保支援事業」の取組を推進しているが、状況に応じたより柔軟な対応ができるよう、各市が実施する雇用就業に関する取組に対して支援の強化を引き続き図られたい。

16 環境問題・交通問題に配慮した郊外型広域物流拠点の形成

圏央道は、28年4月に新たな料金体系が導入されるとともに、29年2月に茨城県区間が全線開通し、東名高速から東関東道までの区間が圏央道によって接続されるなど利便性が一層向上していることから、多摩地域での物流機能の拡大・強化は、地域の経済、社会、文化の発展、物流コストの低減、交通渋滞の緩和や生活環境の改善に大きく寄与するものと考えられる。一方、既に中央道や圏央道のインターチェンジ付近においては、物流企業の進出による新たな環境問題・交通問題の発生が危惧されている。

については、多摩地域の環境問題や交通問題に配慮した物流拠点形成の早期実現に向け、都として主導的な役割を担い、積極的な推進及び更なる支援を図られたい。

17 保育所・学童クラブの待機児童の解消

- (1) 27年度から本格施行された子ども・子育て支援新制度においては、新たな幼保連携型認定こども園を含む幼稚園・保育所等への給付が施設型給付として体系化された。併せて地域型保育給付も新設され、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育の提供体制が構築された。そのため、幼稚園・保育所の認定こども園への移行支援及び国の支援策に掲げられている「緊急的な一時預かり事業等の活用」など、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める取組への支援を積極的に行われたい。

保育所の整備については、これまでの施設整備への支援と同時に、引き続き国有地の活用など国による支援に加え、未利用の公有地についても有効活用を推進されたい。その際、土地貸付の仕組みづくりにとどまらず、賃借に係る費用に対する支援についても、更に拡充されたい。また、定員の拡大や園舎の新設などの待機児童対策に伴う、保育所の運営費に係る財政負担の増加については、国に対し財政面における支援を要望するとともに、都においても更なる財政支援策を検討されたい。

また、国の政策により進められている幼児教育・保育の無償化については市町村に新たな財政的負担が生じないように、国に働きかけられたい。

都独自の制度である認証保育所については、新制度施行後もその特色が活かされた制度設計を継続するとともに、多子世帯への支援を含めた運営費の補助の拡充についても引き続き、検討されたい。

さらに、保育士の更なる処遇改善への支援と人材育成策を充実されたい。

- (2) 学童クラブに配置することが条件となっている放課後児童支援員の給与算定基準を臨時職員から専門職員と同等に引き上げるとともに、放課後児童支援員になるために必要な都が実施する研修について、年間で受講できる人数の拡充を図られたい。また、キャリアアップ処遇改善につながる研修については都で実施するなど、必要な措置を講じられたい。

18 史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現に向けた取組への支援

「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」では、新しい東京をつくるために3つのシティ（セーフシティ・ダイバーシティ・スマートシティ）を掲げ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を分野横断的な政策の展開に位置付けている。そして、その実現に向け、国内外から訪れる人々の移動環境や多言語対応の充実、誰もがスポーツに親しむ機会の更なる拡充、バリアフリーに配慮した都市空間の更なる創出、ボランティアの育成やボランティア文化の定着を目指している。ついては、全ての市町村が、これらの目標達成に向けて主体的に取り組むことができるよう、引き続き市町村と連携を図るとともに、必要な措置を講じられたい。

4 地方分権の推進における都の支援

真の地方分権を推進する上での重要な課題は、「国と地方の役割分担の明確化」である。このことは、広域自治体である都と基礎自治体である市町村の関係にもあてはまる。

地方分権改革にあっては、事務事業の権限と、これに見合った財源の大幅な移譲により、地方の実情に即した各種政策を、その地域の責任と判断で実施することが必要である。

都においては、真の地方分権改革の実現に向け、国と地方の役割分担の明確化と地域が必要なサービスを確実に提供するための確固たる税財源の移譲が実現するよう、引き続き、市町村と連携して国への働きかけを実施されたい。

さらに、事務処理特例制度により事務事業が移譲される場合は、必要な財政措置を講じるとともに、移譲する事務の提案に当たっては、市側の意向を十分尊重されたい。また、市側が移譲を望む場合の提案・協議方法等について、ルールづくりを図られたい。

1 都から国への働きかけ

- (1) 真の地方分権改革の実現に向け、国と地方の役割分担の明確化を図るとともに、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分として、当面、税源移譲による国と地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充されたい。

また、地方自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を確保するため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築及び課税自主権の拡大を図られたい。

- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の施行をもって、地方分権改革推進委員会の勧告項目については一定の対応が図られ、委員会勧告に代わるものとして提案募集方式が導入されているが、地方分権改革を着実に推進する観点から以下のことに留意されたい。

- ① 地方分権改革の総括と展望を踏まえ、住民に最も身近な基礎自治体が地域の総合的な行政主体としてその役割を果たしていくために、今後も、地方の意見を十分に反映し、更なる事務・権限の移譲を行うとともに、条例委任による従うべき基準の原則排除など、国の関与の更なる縮減を図られたい。

- ② 市町村に移譲される事務に係る財源措置は、これまでのような地方交付税措置によらず、すべての地方自治体に対し、必要な財源が措置できる方策を講じられたい。

- (3) 国の平成26年度税制改正では、都及び都内市区町村の強い反対にもかかわらず、地方間の税源の偏在性を是正するとして法人住民税の一部国税化が決定され、消費税率10%の段階では更に国税原資化を進めるものとされた。また、27年度税制改正では、地方税財政へ影響を及ぼすにもかかわらず、法人実効税率が引き下げられ、28年度税

制改正においても30年度までの段階的な引下げが決定された。さらに30年度税制改正では、地方消費税交付金について、都及び都内市区町村の強い反対にもかかわらず、消費活動を客観的に示す「統計」の比率を下げ、「従業者数」の比率を廃止し、「人口」の比率を引き上げるといふ、地方分権の流れに大きく逆行する見直しが実施された。

このように繰り返し行われてきた不合理な見直しに加えて、30年度与党税制改正大綱では、地方法人課税について、31年度税制改正において新たな偏在是正措置を講じる考えが示された。このような考えは到底容認できず、地方自治体間の税収の格差是正については、国から地方への税源移譲や地方交付税の更なる法定率の引上げなど、地方財政拡充の観点から、抜本的な見直しを行われたい。

地方税は、「地域のサービス需要に見合った税収の確保」という「応益負担」の考えに基づく地方固有の税源である。なかでも法人住民税や償却資産課税については、産業振興や企業誘致の取組など、各自治体の長年の努力の成果として獲得した貴重な自主財源であって、自治体間の税収のバランスや国の政策実現の手段として制度変更されるべきものではない。このような、地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、国が一方的に方針を決定するのではなく、自治体の意見に耳を傾け、事前に「国と地方の協議の場」などにおいて十分な協議を行われたい。

- (4) 地方交付税については、地方自治体が直面している医療、介護、子育て等社会保障などの経常的行政サービスや、増大する道路・橋梁・学校等の改修費用等の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、歳出特別枠を堅持した上で、必要な地方交付税総額を確保し、地方法人課税の偏在是正措置の強化によることなく、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を確実に実施されたい。なお、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来の趣旨に鑑み、トップランナー方式の拡大などによる財源保障の切下げが行われたいよう十分配慮されたい。

また、27年度に地方交付税の法定率の見直しが行われたが、なお生じる地方交付税の不足分については、31年度まで制度が継続されることになっている臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の更なる引上げなど、交付税制度の抜本的な見直しにより対応されたい。

自治体間の財源調整は交付税制度の中で行うべきであり、交付・不交付の区分によって国庫補助金の補助率に差分を設けるなど二重の財源調整となるような取扱いを是正されたい。

- (5) ふるさと納税については、総務大臣通知により、過度な返礼品の見直しが図られているところではあるが、いまだ返礼品目当ての寄附が横行し、本来の寄附制度の趣旨から逸脱している。さらには、応益負担の原則が阻害されていること、地方交付税不交付団体の場合、減収補填されないこと、税控除の限度額の見直しにより、影響額が

拡大していること、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用により国が負担すべき所得税控除分まで、地方自治体の個人住民税で負担していることなど、多くの問題を抱えている。

これらの問題に対し、寄附制度の本来の趣旨に立ち返ることに加え、真の地方分権を推進するために、税控除の対象を住民税から所得税へ変更することも含め、本制度の見直しを行うよう国へ働きかけられたい。

2 都の支援

国庫補助負担金等の廃止に伴う各省庁の動向については、都の関係局から市町村の所管部に迅速かつ的確に情報提供されたい。また、制度の改正により、仮に、国の補助負担率の引下げが行われた場合には、市町村負担が従来よりも過大になることから、都民サービスの低下につながらぬよう、適切な支援を行われたい。

3 条例による事務処理特例

市町村が、事務・権限移譲を希望する場合の提案・協議方法に係る手続きについては、引き続き検討・調整を行い、市町村の意見を踏まえた上で、早期に規定等の整備を図られたい。

また、事務処理特例により事務事業が移譲される場合には、それに見合う必要な財政措置を講じられたい。

5 市町村総合交付金制度等総合的財政補完の充実強化

市町村の行政水準の向上、公共施設の整備促進等を図り、震災対策、ごみ減量・リサイクル推進、少子高齢化対策等の緊急課題に対する市町村の財政負担に対応するため、財政補完制度について積極的な措置を講じられたい。

また、地方自治法第 213 条において規定されている繰越明許はもとより、事故繰越制度も含め、市町村総合交付金・都区市町村振興基金の繰越制度の創設を図られたい。

1 市町村総合交付金制度は、市町村の行政水準の向上と住民福祉の増進を図る目的で創設された、市町村財政にとって重要な財政補完制度である。

国の経済状況は緩やかな回復基調が続いているものの、市町村においては、依然厳しい財政状況が続いている。行財政改革の積極的な推進により健全経営に努めているところであるが、特別区との間で様々な施策の水準に差が生じている。市町村総合交付金制度については一部見直しが行われたところであるが、引き続き長期安定的な財源の確保に向けて、総合的財政補完のための予算の更なる増額を図られたい。

- (1) 市町村への配分に当たっては、市町村の自主性、特殊性を尊重するとともに、市町村と十分協議し、個別事情がよりの確に反映できるよう努められたい。
- (2) 基盤強化分 45%、振興支援分 55%という構成割合については、年度ごとの社会経済情勢等により、基盤強化分と振興支援分の配分割合を柔軟に調整できる制度とされたい。
- (3) まちづくり振興割は、市町村の公共施設整備に要する経費の財源補完制度として設けられ、市町村が公共施設整備を図る上で、大きな役割を果たしてきた。少子高齢化、施設の老朽化への対応や防災の観点などからも公共施設等のあり方についての検討が進められている状況のなか、総量の圧縮や多機能化・複合化による有効活用、地域や人口特性に応じた機能の再配置が求められている。今後、公共施設の統廃合等の見直しを進めるに当たり、より一層の市の財政負担が見込まれることから、公共用地取得事業や公用施設の防災機能強化に係る費用のほか、公共施設等総合管理計画等に基づかない施設の解体費用や地域特選枠における事業実施に不可欠な報酬についても対象となるような制度設計とされたい。また、平成 30 年度の制度の見直しにより、道路・公共施設等の新設・補修等に係る経費については投資的経費等をベースに算定することとされたが、個別事情や地域特性にも配慮されたい。
- (4) 経営努力割については、これまで取り組んできた経過・成果を踏まえ、市町村における行財政改革の一層の推進につながるよう、各市の取組が公平に反映されるような算定方法の確立及び算定式の公表や問題点の明確化等、具体的な説明を行われたい。
- (5) これまで特別事情割のうち個別事情対策において対象とされてきた市町村個別の財

政需要に対し、引き続き支援されたい。

- (6) 各種事業実施に当たり、相応の事由により事業の繰越をせざるをえない事態が発生する。この場合、現行の制度では、市町村総合交付金の繰越は認められていないことから、一般財源での措置に切り替えるほかなく、計画的な財政運営を行う上で、大きな障害となっている。特に市町村土木補助については、繰越制度が採られていることから、市町村総合交付金についても、市町村個別事情もあることから、早期に実情に見合った措置を講じられたい。
- (7) 待機児童の解消に向けて、市町村が都の行う民有地を活用した保育所等整備促進税制と同様の措置を行った場合における財政支援について、他の事業に影響のないよう、別枠として総合交付金予算を確保するとともに、支援の充実を図られたい。

2 区市町村振興基金制度は、区市町村及び公営企業の公共施設整備事業の財源として、国の地方債制度を補完し、公共の福祉増進に大きな役割を果たしている。

都は振興基金制度の拡大、条件緩和等を進めてきているが、以下のとおり改善に努められたい。また、国に対し地方債制度における改善を働きかけられたい。

- (1) 対象事業の更なる弾力化を図るとともに、投資的事業を考慮した貸付額の確保に努められたい。特に、本庁舎の建替え事業については、国が平成 29 年度から「公共施設等の適正管理に係る地方債措置」として「市町村役場機能緊急保全」を実施したことから、同様に本庁舎の建替え事業についても、振興基金の対象とされたい。
- (2) 特別利率貸付について、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技施設等関連整備事業や公共施設等の複合化・建替事業のほか、都が推進する保育所施設整備、無電柱化、道路照明の LED 化を追加するなど、対象拡大に引き続き努められたい。また、借換えについては、平成 20 年度に一定利率以上の借入れを対象に実施されたところであるが、高利なものを対象に、再度実施されたい。
- (3) 任意の繰上償還を積極的に認められたい。また、繰上償還や借換えについて、財政力指数等の要件撤廃を図られたい。また、国に対し、地方債の補償金免除繰上償還の制度の実施について働きかけられたい。
- (4) 各種事業実施に当たり、相応の事由により事業の繰越をせざるをえない事態が発生しても、現行の制度では区市町村振興基金の繰越は認められていないことから、一般財源での措置に切り替えるほかなく、計画的な財政運営を行う上で、大きな障害となっている。各区市町村においては、公共施設の更新時期を迎えていることや東京 2020 大会に向けた事業の実施が予定されていることから、今後も労働者不足や資材単価の高騰などにより、多数の発注工事で繰越となることが見込まれる。区市町村振興基金の繰越が認められていないことは認識しているが、計画的な財政運営を行うためにも、特に東京 2020 大会までの期間、時限的に対応することなども含め、区市町村振興基金についても繰越制度等実情に見合った措置を講じられたい。

- (5) 毎年、国から発表される地方債計画では、協議債の公的資金について、段階的に縮減・重点化が図られており、協議段階で公的資金が制限される状況となっている。特に、年度途中の事業追加等による起債協議（２次分）において公的資金が制限された場合は、急な民間等資金による調達は困難であることから、振興基金が同意（許可）債を補完していることに鑑み、同制度の柔軟な運用による措置を講じられたい。

6 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をオール東京として開催するための施策の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、オール東京で取り組むという方向性のもと、全ての市町村が大会開催に主体的に取り組めるよう、以下のとおり、必要な措置を講じられたい。

- 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けては、多摩地域も一翼を担い、オール東京で一体となった「史上最高のオリンピック・パラリンピック」を実現することが求められている。国際交流や地域振興を図るため、事前キャンプ地及び開催期間中の練習会場、NOC・NPCハウス（ホスピタリティハウス）を優先的に誘致できるように、関係各方面への働きかけ等を引き続き強力に進められたい。

なお、事前キャンプ等の誘致決定後においては、施設のさらなる整備、宿泊費や移動費等の負担、市民との交流等、相手国と諸条件の交渉が必要となるが、相手国との経済力の違いにより市町村に大きな負担が求められる場合がある。事前キャンプ等の誘致を通じて多摩地域の魅力を世界に発信し、国際交流をさらに促進するためにも、市町村の実施する様々な国際交流事業や、多摩地域に数多く立地する充実したスポーツ環境を整えた大学の施設改修を対象とする新たな補助制度の創設や既存の補助制度の拡充を図られたい。

また、東京 2020 大会における多摩の競技会場である「東京スタジアム」及び「武蔵野の森総合スポーツプラザ」へのアクセスについて、観客・スタッフの円滑な輸送を実現するため、自治体の意向を取り入れながらアクセシブルルートを設定するとともに、会場までのシャトルバスを運行し、様々な路線からアクセスしやすい輸送ルートの確保を図られたい。

- 2 大会開催に向けては、国際オリンピック委員会から文化プログラムの実施が求められている。東京の文化芸術を世界に一層浸透させていくためには、多摩地域の特色を生かした郷土芸能等の文化の活用・発信など、市町村独自の取組を行うことが重要であり、文化イベントの実施や文化施設の整備等が不可欠になる。

今後、東京 2020 組織委員会による「東京 2020 Nippon フェスティバル」や、都による「Tokyo Tokyo FESTIVAL」など、大々的な文化プログラムが実施されるが、引き続き市町村と積極的に連携を図り、既存の補助制度の対象拡大など市町村への財政支援を始め、助言や早期の情報提供など必要な措置を講じられるとともに、市民団体等が参画できるように配慮されたい。

また、東京 2020 参画プログラムの「応援プログラム」については、市町村の事務負担が過剰とならず、対象団体が積極的に参画できるように、東京 2020 組織委員会に働き

かけられたい。

- 3 オリンピック・パラリンピックという大きなコンテンツを活用し、多摩地域全体の振興に繋がるような取組、例えば、都が観光・産業・スポーツ・文化等に係る各種機運醸成イベント、レガシー創出のための取組を各市町村の参画を得て多摩地域で協働して実施できるよう、市町村と十分に協議するとともに、集客に向けた広報活動を積極的に行うなど、多摩の振興に資する支援を、都が主体となって実施されたい。

また、会場の少ない多摩地域においても、祝祭感を創出できるようなシティドレッシングツール等のPR関連ツールの提供、開催都市用エンブレム等の積極的な使用を促進するための使用要件の緩和を東京2020組織委員会へ働きかけられたい。特に、東京2020大会マスコットを活用したPRを各市町村が実施できるよう、同委員会へ働きかけられたい。

- 4 オリンピックとパラリンピックの価値を次世代に受け継ぐという理念を実現するためには、子ども達やスポーツ団体をはじめとしたあらゆる市民・団体が大会との関わりを持つ必要がある。大会開催に向けて、地域のスポーツ活動の機運が高まることが期待されるなか、子どもの体力・運動能力の向上、誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ、身近にスポーツを楽しむことができるソフト・ハード両面の環境づくりが求められている。このため、市民誰もが利用しやすいスポーツ環境の整備及びスポーツ関連事業の実施並びに障がい者スポーツ普及のための環境整備及び理解促進に対する補助制度を拡充させるとともに、総合型地域スポーツクラブ等の設立、運営に対しての継続的な支援を図られたい。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会出場を目指す青少年たちの環境整備には積極的な支援が必要であることから、引き続き、多摩地域におけるアスリート育成の場としての施設整備（既存施設や新たなスポーツ施設の整備及び機能高度化のための大規模改修等）に対する財政支援を図るとともに、国に対して国庫補助の充実を要望されたい。併せて、都が実施するトップアスリート発掘・育成事業（旧東京都ジュニアアスリート発掘・育成事業）について、多摩地域からオリンピック・パラリンピック競技大会へ出場する選手を多数輩出できるよう、多摩地域を拠点とした新たな事業を展開し、対象競技を拡充するなど、選手育成について継続的に推進されたい。

- 5 大会開催に伴う観光客の受入体制については、外国人、障がい者を始めとした観光客の誰もが、安全にかつ安心して過ごすことができるように、多言語対応やサインの統一、「やさしい日本語」の普及、道路や各種設備のバリアフリー化といった多摩地域が対応すべき環境整備面での取組に対して、都が基準やノウハウを市町村に対して積極的に示すなど、必要な支援の拡充を図られたい。特に、「やさしい日本語」については、在住・訪日外国人との共通言語として機能するのみではなく、子どもや知的障がいのある方等へも分かりやすいことから、都各局が連携し、積極的な普及を推進されたい。

また、多摩地域の各市・各地域で連携して行う施策が、2020年まで継続して実施されるよう、連携の機会づくりを行うなど、より一層の支援を図られたい。

- 6 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣については、世界的イベントである「オリンピック・パラリンピック」に係る職務を体験できる大変貴重な機会ではあるものの、各市の人員配置や人件費の面で負担が生じているのが実情である。

については、職員の派遣を行う際の、財政的な補填等必要な支援措置を講じられたい。

- 7 1964年の東京大会での聖火リレーを見学・参加した住民も多いため、東京2020大会における聖火リレーへの市民の関心は高く、再び市町村内での聖火リレーの実施を望む声が多く寄せられている。

聖火リレーが確実に都内全市町村を巡り、各市町村の特性を生かしたルートとなるとともに、コンセプトの一つである地域の「祝祭による一体感」が十分に感じられ、地域住民の多くが参加できるよう努められたい。

また、聖火リレーの実施に係るルート、人選等について地元自治体の意見を聴取し、反映されたい。聖火リレーの準備・運営については、装飾や警備体制等を含め、都が主体となって実施されたい。

- 8 東京2020大会では、より多くの市民が直接大会を観戦できることが望まれる。

については、都民へのチケットの優先販売枠を確保するとともに、早期に情報提供が行われるよう、東京2020組織委員会に働きかけられたい。

- 9 「東京2020大会に向けたボランティア戦略」では、ボランティア参加者が、大会後も様々なボランティア活動に参加できるよう、関係機関と調整しながら円滑に移行できる体制を構築することを目指している。

については、ボランティア参加者の居住自治体においても、同様に参加者に対し活躍の場を提供できる仕組みを構築し、レガシーとして地域活動の活性化につながるよう自治体の意向を取り入れた運営を検討されたい。

- 10 東京2020大会期間中のライブサイトの実施に当たっては、市町村の意向を十分に取り入れるとともに、コミュニティライブサイトについては、多くの自治体が積極的に実施できるよう、市町村に対して早期の情報提供と十分な財政支援を図られたい。

7 業務核都市及び多摩広域拠点域等の育成整備

多摩地域の広域的発展を図り、都市の自立性を高めるためには、首都圏整備計画における業務核都市の整備が不可欠である。

近年の少子高齢化、人口減少化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、地域特性や地域のポテンシャルを生かした業務核都市の育成整備を図り、自立性の高い地域を形成することは、多摩地域のバランスの取れた発展による魅力ある経済活力に満ちた都市圏の再生のためにも重要な課題である。

都が平成 29 年 9 月に策定した「都市づくりのグランドデザイン」では、広域的な産業連携や多くの人の交流が可能となる「多摩広域拠点域」とその内側の都市産業の集積促進や多様なイノベーションを誘発する「多摩イノベーション交流ゾーン」が設定され、この形成に向けて多摩の拠点づくりに関する新たな計画を策定し、取組を推進することとしている。

ついては、業務核都市並びに「都市づくりのグランドデザイン」で位置付けた「多摩広域拠点域」及び「多摩イノベーション交流ゾーン」の形成に向けた取組を推進し、多摩地域の発展のため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 都が 29 年 9 月に策定した「都市づくりのグランドデザイン」において、広域的なレベルの都市構造の中で中核的な拠点を位置付けており、多摩広域拠点内の中核的な拠点は、多様な機能の集積の促進を図るとともに、網の目の道路・交通ネットワークを活用し、広域拠点全体の活力の向上と多様なライフスタイルの実現を支えるとしている。また、道路・交通ネットワークを活用した大学や企業などの連携が生み出す産業集積に加えて、自然環境、職住近接など地域の特性を生かした多摩イノベーション交流ゾーンの形成に向けて、多摩の拠点づくりに関する新たな計画を策定し、都と地元自治体等との適切な役割分担の下、多摩地域におけるイノベーションの創出に向けた取組を推進することとしている。ついては、これまでの核都市の育成整備に向けた取組を発展・継承し、更なる支援策や事業実施の促進を図られたい。併せて、「都市づくりのグランドデザイン」に示された多摩の拠点づくりに関する新たな計画の策定に当たっては、業務核都市の推進にも影響することから、市に対する積極的な情報提供、意見聴取等を行われたい。

さらに、業務核都市基本構想に定めた中核的施設や業務核都市形成のための道路・交通網等都市基盤整備の早期事業化・早期完成に向けて、整備拠点内にある所有地の積極的な活用を始めとした諸施策の推進を図られたい。

- 2 広く多摩地域の都市の魅力と活力を向上させるため、業務核都市並びに多摩広域拠点域及び多摩イノベーション交流ゾーンの形成に向け、職と住とのバランスの取れた自立

性の高い拠点の育成整備と、それに必要となる基盤整備等について、多角的な支援を図られたい。

3 圏央道八王子西インターチェンジと圏央道青梅インターチェンジの周辺地区は、20年5月に都が策定した「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」において物流拠点の候補地として位置付けられている。現在、都では、この地域の土地利用計画や農業施策等の調整を通じて、多摩地域における物流拠点の整備促進に取り組んでいるところであるが、東京西南部物流拠点整備事業の早期実現は多摩地域全体の経済活力の向上につながるものであるため、今後も都がけん引役となって積極的に取り組まれない。

4 多摩地域には、IT産業をはじめ、製品・部品開発型企业などの先進的な技術をもつ企業が数多く存在する。首都東京の国際競争力を高めるには、区部を中心とした業務・商業機能のみならず、多摩地域に存在するこれらの企業が持つ機能を有効に活用する必要がある。

このことから、国家戦略特区による多摩地域の振興策を検討するに当たっては、すでに適用を進める旨の提案を受けている観光や農業にとどまらず、多摩地域のものづくり・IT・食品・医療など多様な産業の特性を生かせるよう、市と十分な連携を図るとともに、技術的支援を講じられたい。

8 公共施設等修繕・保全計画への支援

学校をはじめとする公共施設や、道路・橋梁などの多くは、高度成長期を中心とした 1960 年代から 70 年代にかけて整備され、築後 40 年以上経過するものが急増している。施設等の維持更新のための費用が集中的に必要となることは明らかであり、既に、多くの自治体で、ストックマネジメントにより公共施設等の長寿命化や効率的な運用・管理・更新を図り、財政負担を軽減する取組が始まっている。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が決定され、また、26 年 4 月には、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう各市町村に要請がなされた。各市町村においては、この要請に基づく計画を策定し、その推進に取り組んでいるところである。

国ではその支援措置として、29 年度に創設した公共施設等適正管理推進事業債について、長寿命化事業の対象拡充や、ユニバーサルデザイン化に要する経費の追加など、内容を充実させたところである。については、都においても「公共施設等総合管理計画」等に基づく公共施設等の適正配置、長寿命化を推進するための財政措置を講じられたい。

さらに各市の計画に基づく事業実施に対し、「小中学校等耐震化事業」「国体競技施設整備事業」が一定の成果を得たことに鑑み、東京都区市町村振興基金の特別利率の適用対象に新たに「公共施設等適正管理推進事業」を加えるなど、財政支援の拡充を図られたい。

9 社会保障・税番号制度の運営のための支援

社会保障・税番号制度においては、既に個人番号の運用が開始されているが、全国のマイナンバーカード交付枚数が当初見込みを下回っている。また、平成29年11月からは本格運用として行政機関間等の情報連携及びマイナポータルが開始されたが、その直前まで運用開始日が周知されないなど、実際に事務を行う自治体にとって必要な情報の提供が十分とはいえない。

市町村は、制度運用に伴う事務負担を担っていることに加え、セキュリティ対策を含め、万全の対策を行う必要があるが、国からの情報提供が乏しいなかでは十分に準備を進めることが困難な状況である。また、国民の実生活が具体的にどの様になるのかも、必ずしも十分な周知が図られているとは言えない。

こうしたことから、今後の円滑な制度運用に向けて、以下の事項を国に対して働きかけるとともに、都においても、市町村への迅速な情報提供や技術支援を行う体制を確立されたい。

- 1 本制度の利用範囲は、社会保障分野、税分野、災害対策分野と多岐にわたり、全ての国民や法人が対象となっている。地方公共団体による他機関との情報連携、マイナンバーカード及びマイナポータル等について、制度に対する誤解や運営に当たっての混乱が生じることのないよう、十分な周知を図るとともに、マイナポータル等の利用者へのサポート体制の充実を図ることについて、国が責任を持つよう、引き続き都から国に働きかけられたい。
- 2 社会保障・税番号制度の運営等に関しては、国が想定した補助基準額と実際にかかる経費とは大幅な乖離が生じている。

マイナンバーカード交付に係る事務費や、27年12月に国が示した「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」に基づき実施した情報セキュリティ対策に伴う運用経費及び情報連携に係るシステム改修経費については、一部の国庫補助にとどまり、市町村の新たな財政負担となっている。また、今後発生する国の「データ標準レイアウト変更」に伴う改修等についても、国の財政措置は示されていない。さらには、市町村の実情にあわせたマイナンバー活用として独自利用事務を展開することが求められているが、システム整備等に要する費用については全額市町村の財政負担となっている。

このため、市町村において新たな財政負担が生じないように、補助上限額を設けず、国の責任において万全の財政措置を講じられたい。

併せて、国が推進している各種証明書のコンビニ交付についても、導入から運用に係る市町村の財政負担が生じることのないよう財政措置を講じられたい。

財政措置に当たっては、地方交付税によらず、全ての市町村に確実かつ十分な財政措置がなされるよう国に対し強く要望されたい。

- 3 マイナンバーの通知カード及びマイナンバーカード関連事務の委任に伴い、市町村から地方公共団体情報システム機構へ支出する負担金に対しては、これまでのところ全額国庫補助がなされているが、円滑な制度運用は今後のマイナンバーカードの普及によるところが大きいことに鑑み、引き続き国の責任において万全の財政措置を講じるよう強く要望されたい。
- 4 国は、地方自治体との情報共有を目的とした「デジタルPMO」のサイトを開設しているが、各自治体からの質問に対する国の回答までに時間を要し、各自治体でのシステム開発等に影響が生じた。これについて迅速な対応を図るよう国へ働きかけられたい。また、業務で閲覧するデジタルPMOの利用に当たっては、将来的にマイナンバーカードによる認証が必要とされているが、個人のマイナンバーカードを職務に使用することや、迅速な情報収集に支障を来す恐れがあることなど、解決すべき課題が多い。さらに、セキュリティ強化によりネットワーク分離・端末仮想化を行っている自治体もあり、デジタルPMOを利用するために別途専用端末及びICカードリーダーを用意する必要が生じている。デジタルPMOが問題なく利用できるよう、ログイン方法の改善など、迅速な対応を図るよう国へ働きかけられたい。
- 5 マイナンバーカードの民間利用等の運用に当たっては、国の責任において個人情報厳格に守られる制度設計とするよう働きかけられたい。
- 6 マイナンバーカードの円滑な交付のため、地方公共団体情報システム機構が運用する関連システムの適正な管理等について、国及び同機構へ働きかけられたい。
- 7 子育てワンストップサービスなどマイナポータルを活用した取組については、円滑な導入・運用が行えるよう情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、住民サービスと業務効率の向上のため、国と地方が連携し手続きの標準化・共通化を図るよう国に対し要望されたい。併せて、取組に対する財政措置については、交付税措置によらず全ての市町村に十分な措置がされるよう、国に対し強く要望されたい。
- 8 現在、実施しているマイナンバーカードを用いたサービスの利用者拡大やカードを活用した行政事務の効率化には、マイナンバー制度の理解とともに、マイナンバーカードの交付拡大が何よりも重要となる。市町村のカード交付促進に向けた様々な取組に対し、柔軟な財政支援を国に働きかけられたい。

10 自然災害に対する防災体制の確立

東日本大震災の教訓や被害想定の見直し、また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震での被害状況等を基に、地震など大規模な災害時や風水害、雪害等突発的な災害時に対応できる行政区域を越えた広域的な災害協力体制の早期構築を検討されたい。

1 帰宅困難者対策について

- (1) 帰宅者の多くが鉄道各線の駅周辺に集中することによる混乱を未然に防ぐため、都では一斉帰宅の抑制についての普及啓発を実施している。しかし、発災時は、なお帰宅者が駅に集中する可能性があることから、速やかに支援施設へ誘導できる体制を引き続き整える必要がある。主要駅沿線自治体が所有する公共施設を災害有事に提供する体制を整え、東京都防災マップや帰宅困難者対策ハンドブックなどによるほか各種情報の更なる周知を図るなど、引き続き公共交通機関利用者の一層の安心確保に努められたい。
- (2) 都では、帰宅困難者の一時滞在施設として、大規模集客施設等へ協力要請を進めているが、帰宅困難者が集中する幹線道路沿いにおいて受け入れ可能な施設がない地域では、帰宅困難者の滞留が想定される。そのため、東京都地域防災計画に基づいて、都が所有・管理する施設のうち帰宅困難者一時滞在施設の拡充や公的な一時滞在施設等の更なる整備に努められたい。また、「災害時帰宅支援ステーション」の更なる拡充のため、引き続き積極的なPRに努められたい。
- (3) 更なる一時滞在施設の拡大のため、東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業については、補助限度額や補助率（購入経費の 5/6）の更なる引上げなど、補助要件の緩和を図られたい。

2 都有施設の避難所としての活用について

都立施設の避難所としての活用は、市町村と施設管理者の間で検討することとされているが、都立高校以外の施設では活用への協力が得られにくい状況である。地域の実情を考慮して柔軟に協議に応じるよう、施設管理者へ周知徹底するなど積極的に協力されたい。

3 災害時緊急対応情報の提供について

被災による非常時においては、住民や市町村が入手できる情報に限度がある。都はホームページやツイッターなどによる災害情報の周知を行っているが、これらを検証し、より住民に届きやすい実効性のある情報提供体制へと強化を図られたい。また、「災害情報システム」や「Lアラート」をはじめ、都が保有・発信している情報を各市町村と共有できるよう体制の更なる充実強化を図られたい。

4 広域的な連携体制の更なる強化について

24年4月に発表された東京都防災会議による首都直下地震の被害想定の見直しでは、多摩地域がこれまで以上に大規模な被害想定に見直された。また、多摩地域特有の土砂災害等風水害や大雪による被害への対応も必要であり、26年7月に修正された東京都地域防災計画風水害編では風水害等による孤立対策なども改めて盛り込まれていることから、多摩地域と区部と都の連携体制を更に強化されたい。

5 大雪降雪後の孤立集落対策及び市民生活早期回復のための支援について

26年2月の大雪では、多摩西部の山間部において、孤立集落が多数発生し住民の生命の安全確保が問題となった。さらには、道路や公共交通の回復に時間を要し、1週間以上にわたり市民生活に大きな混乱を来した。また、30年1月にも大雪による混乱が発生した。

このような事態が発生した際、迅速に対応し、早期の安全確保及び市民生活の回復が図られるよう、災害対応にあたる人的支援や国道・都道等幹線道路の早期除雪体制の整備、除雪費用等の財政的支援など大雪時の支援対策の更なる強化を図られたい。

6 土砂災害防止法改正に伴う市町村への支援強化について

26年度に土砂災害防止法が改正され、市町村には避難体制や情報伝達体制の充実・強化が求められている。今後住民の避難につながる防災意識の向上のための施策として、防災教育や地区単位でのハザードマップ作成などにあたり、市町村の対策の実効性を上げるための支援及び連携体制の強化を図られたい。

また、丘陵地付近や山間地では、避難所が土砂災害警戒区域に含まれることにより、土砂災害警戒区域に居住する住民等に安全な避難先を確保することができない事例が発生しており、市町村での対策が急務である。このことから、都においても、土砂災害警戒区域に含まれた避難所の整備等に関する財政的支援の拡充を早期に図られたい。

7 災害拠点病院・災害拠点連携病院間等の情報伝達体制の確立について

都は、災害時の医療対策として、災害拠点病院や災害拠点連携病院等を指定しているが、災害時医療においては、負傷者の状態等を伝達するのに、電話のように音声のみの伝達では誤解が生じ、負傷者の生命に関わる可能性もあるため、文字情報の伝達可能な通信機器の配備が必要とされている。

このため現状では災害拠点病院に配備されている東京都防災行政無線FAXを、災害拠点連携病院や緊急医療救護所、二次保健医療圏等の災害医療機関に配備されたい。

8 井戸の設置規制の緩和について

災害時には水の確保が重要となるが、発災により水道管等に被害が生じることで給水に支障を来すことが予想される。防災拠点となる市庁舎や、避難所となる公共施設、医療救護の拠点となる病院では、平常時から井戸を設置するとともに発電設備を用意することで、大規模災害が発生した場合でも、安定した給水の継続が可能になる。とりわけ、

「透析」を実施する病院においては、災害時においても多量のきれいな水の確保が必要であり、毎日数十トンの給水を給水車等で実施することは現実的ではない。

東京都環境確保条例には地下水の揚水規制があり、平常時に十分な水量を利用できないことから、井戸を設置するインセンティブが働かないため、公共機関等における井戸の設置に対して、地下水揚水規制の緩和を検討されたい。

11 防災事業の充実と財政措置等の確立

東日本大震災や平成 24 年 4 月に発表された首都直下地震による被害想定の見直し、また、28 年 4 月の熊本地震の発生により、防災事業の重要性が高まっているところから、防災事業の充実及び積極的な措置を図りたい。

1 ヘリポートや備蓄倉庫等防災施設の充実に努められたい。

緊急時や災害時に孤立する恐れがある地域での救助活動や、山林火災の消火活動のため、災害対策用ヘリポートの設置が必要であることから、引き続き整備促進に努められたい。

また、被害想定の見直しにより備蓄物資をより多く同時に分散して保管しなければならない状況が想定されるが、都の寄託物資保管場所の更なる確保は困難である。都においては、立川広域防災基地に位置する東京都多摩広域防災倉庫の活用など備蓄物資及びその保管場所の整備を進めているが、引き続き他の地域においても積極的に確保されたい。

2 市町村は、災害発生時等における住民への情報伝達手段の一つとして防災行政無線を整備しているが、地理的、地形的要件によって、全ての住民に情報を伝えることが困難な状況となっている。この解決に向けて、防災行政無線のみならず防災メールの活用等、情報伝達手段の多様化が求められていることから、ホームページ機能の強化や「Lアラート」の導入にとどまらず、引き続き各自治体における情報伝達体制の構築等への支援をされたい。

3 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が 25 年 12 月に制定され、地方公共団体は地域防災力の充実強化を図ることが責務とされたことから、消防団、自主防災組織が使用する施設等の整備に係る起債事業や、総合防災訓練、自主防災組織の育成に対する各種補助など現行制度に加え、新たな補助制度の創設等の財政措置を拡充されたい。また、国や各種団体の助成制度に変更が生じた場合については、市町村に対し引き続き速やかな情報提供をされたい。

さらに、自主防災組織から、災害時における給水拠点等での応急給水及び初期消火に有用であるスタンドパイプの配備の要望が多くなってきている。大規模災害が発生した場合、自助力が減災の大きな力となることから、自主防災組織の活力を最大限に生かすため、以前実施されていたスタンドパイプ資機材の貸与事業を再開されたい。

4 公共建築物は災害発生時に避難所や支援物資の保管等を行う重要な施設となることから、耐震改修並びに非構造部材の耐震化について引き続き積極的な支援を行われたい。

5 ヘリサイン（公共施設名称の屋上表示）整備促進に向け、その費用について財政支援

を行うとともに、都は国に対し引き続き補助制度の創設を働きかけられたい。

- 6 市町村が地域防災計画を修正する際の事前相談や調整、計画策定の支援にとどまらず、事前調査等に対する助成制度を創設されたい。
- 7 指定避難所の防災備蓄品の購入について、地方交付税の算定基礎の充実を引き続き国へ働きかけられたい。また、都による補助制度を創設されたい。
- 8 災害発生後の被災者の生活再建支援を迅速かつ円滑に行うため、28年度に各市町村による東京都被災者生活再建支援システム利用協議会が設立され、被災者生活再建支援システムの実施体制整備が進んでいるが、その運用に係る費用に対して財政支援を行われたい。

また、住民が各種支援策を受ける際に、住家被害を対象とした「り災証明書」以外の証明書提出を求められることがあることから、自治体がそれぞれの判断で「被災証明書」等を発行している状況がある。自治体間で対応に差異が出てしまう恐れがあるため、市民に不利益が生じないように、引き続き国に対し被災証明書の制度化を検討するよう働きかけるとともに、都としての発行基準を検討し、早急に指針等を示されたい。

- 9 防災行政無線のデジタル波移行に伴う各市区町村の設備整備等について、国の補助事業や起債事業はあるものの、市の財政的な負担が非常に大きく、事業推進が困難である。よって、都においては国に対して財政支援の拡充を強く要望するとともに、都として新たな補助制度の創設を図られたい。
- 10 大規模地震時の電気火災の発生を抑制し、被害を未然に防止するため、感震ブレーカーの設置に対する補助制度を創設されたい。併せて、夜間発災時に感震ブレーカーが作動し照明が消えることで、脱出困難となることも考えられるため、本補助制度は補助灯等の整備を含めたものとされたい。

また、設置の義務化等、感震ブレーカーの普及に係る法制度の整備や財政措置を国に働きかけられたい。

子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるよう、市町村は様々な子育て環境の充実のための施策を展開しているが、積極的な支援策として、次の事項について充実強化を図られたい。

1 都から国への働きかけ

- (1) 子ども・子育て支援新制度については、制度が円滑に進められるよう、今後も国の責任において財源を確実に確保すること。

また、施設型給付費等の交付等においては、公定価格に加算項目が整備されているにも関わらず別途補助金があることから事務手続が煩雑になっている。

については、保育施設の運営に係る経費を公定価格へ一本化し、算出方法の簡素化等、事務負担の軽減を図るとともに、各交付金や加算の要件については、実態に即して柔軟に対応すること。

- (2) 育児休業に対するニーズを踏まえ、育児休業の取得に当たっては、保育所に入所できない場合等の要件を撤廃するとともに、幼児教育が利用可能となる3歳児の3月末まで延長すること。
- (3) 幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、市区町村に財政負担を生じさせることなく、国の責任において財源を確実に確保すること。

また、無償化により保育需要が掘り起こされ、待機児童の増加が懸念されることから、保育の量の拡充、質の向上両面における財政支援を一層充実すること。

- (4) 国の医療制度として、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度を創設すること。
- (5) 地域子ども・子育て支援事業について、延長保育や、放課後児童健全育成事業等をはじめ、対象となる13事業の補助を一層充実すること。

特に、ファミリー・サポート・センター事業及び子育て短期支援（ショートステイ及びトワイライトステイ）事業については、安定的な事業運営の観点から、経費の実態に合った補助額となるようその算定方法を見直し、補助を一層充実すること。

また、様々な体験や活動を行う子どもの居場所であり、かつ、地域子育て支援拠点事業を担い、待機児童対策としても活用されている児童館や、放課後子供教室等を活用したその他の事業を、新たに地域子ども・子育て支援事業と位置づけ、その運営費等を子ども・子育て支援交付金の対象とすること。

2 都の支援・財政措置

- (1) 平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度を着実に実施するため、都の財政的・技術的支援の充実とともに、都内の広域利用児童の受け皿確保の調整、事務手

続きや運営費の負担基準の統一化等の広域調整機能の発揮等の積極的な対応を図ること。

(2) 子育て推進交付金や子供家庭支援区市町村包括補助事業については、事業や施設の拡充に対応する予算の増額措置が行われているが、引き続き、予算全体の増額や補助率の引上げなど、積極的な支援策を講じること。

(3) 28年の児童福祉法改正による、児童相談所から市町村へ送致する新たな規定について、送致を開始するに当たっては、対象児童等の見込み人数等を明らかにしたうえで、市町村へ体制整備に十分な財政支援を行うこと。

また、28年度から、虐待対策コーディネーターを増配置するための補助基準額の拡充及び区部においてはコーディネーター等の増員が行われたが、現状の配置基準では市町村には適用できない。今後、増え続ける虐待・相談ケースに迅速かつ的確に対応するため、引き続き、虐待対策コーディネーター及びワーカーの配置について、地域の実情に合った配置基準の見直しと財政支援の一層の充実を図ること。

(4) 児童相談所の職員については、これまでも段階的に増員が図られてきたが、増え続ける児童虐待等に迅速かつ組織的に対応するため、引き続き、児童相談所の職員の更なる増員や職員のスキルアップなど、都内全域の児童相談所機能の充実強化を図るとともに、関係機関と情報を共有し、児童虐待等に的確に対応すること。

また、児童相談所は市町村に対して、更なる連携及び支援を図ること。

(5) 乳幼児・義務教育就学児医療費助成制度について、区部が所得制限を撤廃している状況に対して、市部では義務教育就学児医療費助成制度において19市が所得制限を設けており、同じ都民でありながら、地域間格差が生じている。この事実を鑑み、東京都に暮らす子どもに等しく福祉が行き渡るよう、都制度による所得制限の撤廃、補助率の引上げ等を検討すること。

(6) ひとり親家庭等の医療費助成制度は、都の実施要綱により、各市区町村が実施主体となり事業を行っている。現在、申請者及び扶養義務者の住民税の課税額の有無により助成割合が区分されている。ひとり親家庭等への支援の充実という観点から助成割合の区分を撤廃すること。

(7) 保育料の算定において、年収約360万円未満相当以上の世帯のきょうだい順位カウントの対象年齢は、1号認定子どもは、3歳児から小学校3年生まで、2号認定及び3号認定子どもについては、就学前までとなっている。そのため、事務処理が煩雑となり、市民も制度の理解が困難な状況にある。このため、都として制度化し、2号～3号認定子どもの保育料算定カウントについても小学校3年生までと改め、財政面についても充実を図ること。

13 安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実

400万人の人々が暮らす多摩地域の安全な生活を維持する上で、警察の果たす役割は極めて重要であり、更なる犯罪防止対策の充実・強化を図られたい。また、市町村においては、児童・生徒や女性・高齢者を狙った事件や無差別犯罪の発生の状況を受けて、安全で安心して暮らせるまちを実現するための、犯罪防止施策や市民の防犯活動が活発化している。これらの施策や市民活動に対する組織的・人的支援を含めた支援措置の更なる充実を図られたい。

また、DV被害者等に対する支援について、被害者が身近できめ細かな支援を受けられるよう充実を図られたい。

- 1 新たな市街地が形成され、大規模店舗やマンションの建設など土地利用が多様化するなかで、市民が治安に対する不安を感じることがないように、多摩地域における治安対策として、警察署、交番等を増設するとともに、交番等における警察官の常駐化を図られたい。また、駅周辺地域の環境浄化のために住民、地域団体等のパトロールへの警察官の同行など、周辺住民の安全・安心な生活が確保できるよう治安対策活動の強化を図られたい。
- 2 児童・生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えるための市町村の施策や、それを支える市民活動と連携した警察官の巡回等による取組を強化されたい。
- 3 犯罪被害者を支援するための総合相談窓口を新宿区の被害者支援都民センターだけではなく、被害者がいつでも身近に相談できるよう、多摩地域にも早急に開設し、支援の充実を図られたい。また、市町村職員向けの研修の実施や都の相談員の派遣による市の相談窓口業務に対する技術支援等、身近できめ細かな支援を引き続き推進されたい。
- 4 地域や商店街などに設置される防犯カメラは、設置地域で発生した事件のみならず、広域的な捜査活動にも大きな効果をあげているため、都の補助事業を活用して地域団体が設置した防犯カメラの維持経費に対する補助制度を創設するなど、継続的な支援を図られたい。また、繁華街や盛り場における犯罪への迅速な対応に関して、警視庁が設置、運用しているスーパー防犯灯等の各種防犯設備は、大きな役割を担っているため、継続的に機能するよう適切な更新を図るとともに、犯罪件数等に応じた増設を講じられたい。
- 5 安全で安心な繁華街の形成について、居酒屋等を含む客引きの悪質なつきまといを防止するため、各市町村が実施するパトロール活動等への連携及び客引きに対する取締りを強化されたい。
- 6 現在、被害が拡大している高齢者に対する特殊詐欺対策のための人員増を図るなど、安全・安心のための警察機能の更なる強化を図られたい。また、迷惑電話チェッカーや、

自動通話録音機などの機器を高齢者宅に設置できるよう対策及び支援策を引き続き図られたい。

7 DV対策等の市町村への支援、広域的対応等について

(1) 平成25年6月に成立した改正DV防止法により、市町村についても「配偶者暴力相談支援センター機能整備」、「市町村基本計画の策定」が努力義務化されたことから、引き続き積極的な技術支援、財政支援に取り組まれない。

(2) DV対策及びストーカー対策については、相談者が居住している市町村以外の施設に保護されるケースもあることから、同一市町村内では被害者支援の対応が十分できないため、広域的な取組が必要である。近年は市町村に対するDV関連の相談内容も複雑化し、被害者の状況は多岐にわたっており、子どもへの影響、外国人の被害者の支援及び加害者への対応が新たな課題となっている。

都においては、被害者の自立後の支援・見守りをはじめ、保護事業全体の更なる調整機能の強化及び広域的な連絡体制の整備を進めるとともに、引き続き休日、夜間などの緊急時に対応できる施策の充実を図られたい。

さらには、加害者の再発防止に向け、「加害者更生プログラム」の策定への取組を早期に図られるよう国に要望されたい。

(3) 男性に対するDVの相談が可能な体制の充実を図られたい。男性のDV被害件数及び相談件数が近年増加しているなか、男性相談については、東京ウィメンズプラザが実施する「男性のための悩み相談」の電話相談及び面談相談を案内しているが、距離的・時間的に利用しづらい面があるため、多摩地域においても気軽に男性が相談できる機関の創設を早急に検討されたい。

また、DV相談の内容が多様化しており、性的少数者に対する相談対応手法について技術的な助言を提供することも検討されたい。

8 近年いわゆるJKビジネスと呼ばれる営業や、AV出演強要により、若年層の主に女性が性的な被害に遭う問題が発生している。これらは重大な人権侵害であるため、業界への積極的介入や取締りを図られたい。また、被害防止のための啓発活動等の推進を図られたい。

14 公立学校における教育環境の整備

公立学校は、今後予想される地震等の大規模災害時において、児童・生徒の待機場所、地域住民の避難場所として重要な役割を担うこととなる一方で、施設の老朽化が進んでおり、改築又は大規模改修は喫緊の課題となっている。また、環境・衛生への配慮や教育環境向上の点からも、学校施設の長寿命化、トイレ改修及びバリアフリー化改修は重要な課題となっている。

そのほか、近年では、共同住宅等の建設により児童・生徒数が急増し、校舎を増築して対応せざるを得ない市町村も存在する一方、少子化の進行により児童・生徒数が減少し、統合を迫られる市町村も存在する。また、平成27年6月に改正学校教育法が成立したことから、小中一貫教育学校としての施設統合に取り組んでいく場合もあるが、小学校と中学校を統合する場合の補助制度は十分ではない。

さらに、第3期教育振興基本計画では、学校施設の複合化を促進し、まちづくりや地域防災に関する政策等と連携して展開していくこととしている。

学校施設の改築、改修及び増築については、29年度から都の補助制度としてトイレ整備支援事業が創設されたが、その他の学校施設の改築等については、国の補助制度はあるものの都の補助制度がなく、市町村の財政的負担は非常に大きいものになる。

そのほか、少人数指導の実施への対応など、教育環境向上については、施設整備に限らず、取り組むべき様々な課題が山積している。

このことから、次の措置をとられたい。

- 1 国に対して補助対象基本額（下限額）の引下げ、補助率の拡大、補助対象範囲の拡充など既存の補助制度を更に充実されるよう要請されたい。
- 2 国の補助単価が実勢工事単価と乖離していることから、補助単価の引上げを要請されたい。都においては単価の引上げがなされるまで、トイレ整備支援事業を拡大し工事単価の乖離を解消するとともに、それ以外の工事単価についても乖離を解消するための補助制度を創設されたい。
- 3 学校施設環境改善交付金については、学校施設を計画的に整備する上で年度当初において事業採択されることが非常に重要であることから、国に対して十分な予算を確保し、当初予算で採択するよう要請されたい。
- 4 小中一貫教育学校として施設一体型の統合を行う場合の補助制度の創設を国に対して要請されたい。併せて、都においても補助制度を創設されたい。
- 5 少人数指導の充実に向けた教職員の配置を図るとともに、施設等の整備も含め、十分な財政措置を講じられたい。

- 6 学校施設の複合化について、地域・学校連携施設整備事業が 33 年度まで延長され、複合化対象施設との共用スペースが補助対象となっているが、他の補助制度を活用する場合を除き、複合化対象施設の建設費等についても国の補助制度の交付対象とされたい。

特別支援教育の推進のためには、発達障害や臨床心理等の専門家の協力が不可欠であるだけでなく、特別支援教育コーディネーターの役割の重要性が増している。

また、巡回指導にあたる教員等の配置や学校施設の改修等も必要となるが、地方財政措置を除き、専門家や教職員等の人件費、学校施設の改修等に係る財政支援がなく、市町村の単独予算の負担は増大している。

このため、次の措置をとられたい。

- 1 都教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能を充実するため、教員の加配や講師時数の措置を行っているが、市立学校においても特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校と同様に専任の特別支援教育コーディネーターを配置されたい。それまでの間は、特別支援教育コーディネーターの指名を受けた教員の授業時数の軽減を図られたい。
あわせて、小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任化を国へ働きかけられたい。
- 2 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮に関する合意形成に一層の時間が必要となることを踏まえ、市が発達障害、臨床心理等の専門家及び巡回指導等にあたる専門職員を雇用するための費用について財政支援を図られたい。また、国は 28 年度に「インクルーシブ教育システム推進事業」による専門家等配置の補助制度を創設しているが、補助制度の拡充を国に要請するとともに、都においても補助制度の創設を図られたい。
- 3 発達障害等については、早期に発見し継続的に適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や社会適応につながりやすくなるため、「インクルーシブ教育システム」に基づく保育園、幼稚園等からの早期かつ継続した指導・支援の充実が重要である。
そこで、都においては、保育園、幼稚園等からの継続した指導・支援のための仕組みづくりへの支援を行うとともに、保育園、幼稚園等と公立小学校との連携により早期支援の充実を図るための専門職員を配置されたい。さらに、配置に係る費用等については、財政支援を国に強く働きかけるとともに、都においても十分な財政措置を講じられたい。
- 4 特別支援学級の介助員等の配置に係る費用について、地方交付税によらない財政支援を国に要請されたい。
- 5 特別支援学級（固定学級）の開設時からの指導の充実を図るため、専門性の高い非常勤講師について、適切な講師時数を配当されたい。
- 6 自閉症・情緒障害特別支援学級では、個々の児童・生徒によって指導目標や指導内容・方法が異なることから、十分な指導の実現のため、教員配置定数の見直しを図られたい。

- 7 特別支援教室の導入時の補助について、対象金額の引上げを図られたい。また、導入後の状況変化にも対応できるよう、特別支援教育に必要な教室の整備及び備品等の購入費用について、財政支援を図られたい。
- 8 小・中学校に順次導入される特別支援教室については、巡回指導等担当教員の配置を、個別指導だけではなく小集団指導も行えるよう、現行の情緒障害等通級指導学級の基準に準じた配置にされたい。
- 9 通常の学級の教員や巡回指導教員等に助言を行う心理の専門家については、幅広い視点を持った人材を派遣するとともに、そうした人材の育成を図られたい。
- 10 発達障害等の児童・生徒の指導と支援には、集中して学習できる環境と、小集団指導にも対応できる施設・設備の整備が必要である。整備に係る予算の充実を国に強く働きかけるとともに、都においても十分な財政措置を講じられたい。

16 学校施設等の非構造部材の耐震化に伴う補助制度の拡充及び支援期間の延長

東日本大震災では、学校施設において構造体の損傷が軽微な場合でも、多くの非構造部材の被害が発生したことから、災害時に地域の緊急避難所となる学校施設の非構造部材への対策は喫緊の課題となっている。

学校における非構造部材の対策としては、天井材、照明器具、内外装材、設備器具等の落下防止、窓ガラスの飛散防止等があげられ、主体構造以外の広い範囲の部材が対象となることから、市町村の費用負担は非常に大きいものがある。

今後、耐震化を進めるうえでは、緊急性の観点から補助の充実が不可欠である。都及び国においては、引き続き、予算額の確保、補助対象基本額（下限額）の引下げ、補助率の引上げなど、補助制度の充実を図られたい。

また、非構造部材が多岐に渡ることや建設費の高騰、技術職員の不足等の諸事情により、支援期間内の耐震化完了が困難であることから、支援期間の延長を強く要望する。

17 東京都公立学校施設冷房化支援特別事業の推進

「東京都公立学校施設冷房化支援特別事業」により、特別教室の冷房化の取組が進んでいるが、気温が 35 度を超える猛暑日も近年多くなっていることから、より良い教育環境を整備するためにも、児童・生徒及び教職員等が使用する全ての教室等の冷房化が望まれている。

しかしながら、普通教室を対象とした冷房化支援事業は平成 25 年度をもって終了しており、それ以降の児童・生徒数の変化に伴って増加した普通教室については補助対象となっていない。

また、屋内運動場についても体育の授業や部活動時の児童・生徒の熱中症予防安全対策はもとより災害発生時に地域の避難所として利用されるなど重要な役割を担っているものの、補助対象となっていない。

よって、普通教室及び屋内運動場の冷房化については、学校施設環境改善交付金の対象であることに鑑み、都においても補助対象とされたい。

また、老朽化した空調機の更新についても補助対象とするとともに、補助率の引上げや 30 年度までとなっている時限措置の延長を図られたい。

教員の長時間労働が大きな課題となっている中で、国においては平成 29 年 12 月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」が策定され、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置を講ずることとしているほか、必要な環境整備を行うこととしている。また都においても、30 年 2 月に「学校における働き方改革推進プラン」が示され、各自治体における計画的な取組が求められているところである。

教員が担うべき職務に専念できる環境を確保するためには、統合型校務支援システム等 ICT の活用による校務事務の効率化や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校図書館司書、部活動指導員など、多様な専門スタッフの配置と拡充が必要不可欠であり、将来的な目標値と工程表を明確にしながら、段階的な環境整備を図ることが重要である。

以上のことから、学校における働き方改革の推進に向けて、次のとおり、財政支援、人員配置等の更なる拡充措置を講じられたい。

- 1 校務事務の効率化に向けて、都の主導により、統合型校務支援システムの共同運営化を図られたい。
- 2 相談件数の増加や内容の複雑化に対応するため、スクールカウンセラーの常駐配置を視野に入れた年間勤務日数の増を図られたい。
- 3 スクールソーシャルワーカーの配置の更なる充実のため、補助率の引上げ及び拡充に係る財政支援を国に要請するとともに、都の補助制度の拡充を図られたい。
- 4 部活動指導員を適切に配置することにより部活動の負担軽減を図るため、補助制度の拡充を国に要請するとともに、都の補助制度の拡充を図られたい。
- 5 学校図書館司書の配置に要する経費について、更なる財政措置を国に働きかけるとともに、市の負担軽減を図るための財政支援を行われたい。

19 連続立体交差事業等の鉄道整備と駅周辺の総合的なまちづくりの推進

鉄道など公共交通システムの整備は、多摩新時代の創造のために欠くことのできない基幹的事業であり、特に連続立体交差事業等については、駅周辺の基盤整備等と一体となって、多摩の魅力を創造する総合的なまちづくりの一環として、大きな効果を上げている。

今後とも、これら事業の実施とあわせた総合的なまちづくりが実現されるよう、以下の事業の積極的な推進と、各事業者等に対する働きかけを強化されたい。

1 連続立体交差事業等と周辺まちづくり

- (1) 連続立体交差事業は、踏切の除去だけでなく、鉄道によって分断されている地域の一体的なまちづくりも推進できるよう、市街地開発事業等の周辺整備と連動して実施している。このため、各自治体においてはその促進に向けた地元との調整に加え、財源の確保が不可欠となっている。

このことから、市街地開発事業等の周辺整備に対する都の補助制度の充実を図るとともに、国庫補助等の拡充を国に対し働きかけられたい。

- (2) 首都圏の主要な幹線鉄道である JR 中央線については、連続立体交差事業が平成 25 年度をもって事業完了したものの、6 年 5 月に連続立体交差事業とともに都市計画決定されている複々線化が、12 年の運輸政策審議会答申において「目標年次（2015 年）までに整備着手することが適当である路線」に位置付けられていたにもかかわらず、未だ事業化されていない。ついては、対象路線の周辺自治体との連絡調整体制を整え、調査及び具体的な事業スキームの検討に着手するとともに、28 年の交通政策審議会の答申（以下「同答申」という。）を踏まえて鉄道事業者との積極的な協議を進め、輸送サービス向上の観点から早期事業化を図られたい。
- (3) 都が 16 年 6 月に策定した「踏切対策基本方針」において抽出されている「重点踏切」の早期の解消を図られたい。
- (4) 改正踏切道改良促進法に基づき、「改良すべき踏切道」として指定された全国 824 か所については、今後、必要に応じて当面の対策や踏切道の周辺対策等、地域の実情に合わせた改良計画の検討がなされる場所であるが、これらの踏切道以外においても、踏切安全通行カルテで公表された「開かずの踏切」や事故の多い危険な踏切等の解消に向け、踏切道の拡幅などさらに効果的な対策を講じられたい。
- (5) JR 青梅線（立川駅～東中神駅付近間）については、「踏切対策基本方針」で「鉄道立体化の検討対象区間」に位置付けられていることから、連続立体交差化の早期実現のための都市計画決定とその事業化を図られたい。
- (6) 京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）においては、交通渋滞の慢性的な発生や生活道

路への車両の流入等が地域問題となっており、沿線の住宅開発等による乗降客数の増加もあって輸送力の増強が喫緊の課題となっている。当区間では連続立体交差化及び複々線化を見据えた都市計画変更が行われたことから、早期完了に向け事業を進められたい。

また、同答申の中で、京王線（笹塚駅～調布駅間）の複々線化が「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に選ばれたが、現状では、連続立体交差化の都市計画があるにもかかわらず、依然として事業化の目処が立っていない区間がある。特に、つつじヶ丘駅及び柴崎駅付近には、開かずの踏切が5か所点在しており、地域住民の社会経済活動の妨げとなっていることから、早期事業化を図られたい。

- (7) 西武新宿線、国分寺線及び西武園線（東村山駅付近）の連続立体交差事業については、引き続き地元市及び鉄道事業者と連携し、用地確保に取り組むとともに、工事の着実な推進を図られたい。

また、「踏切対策基本方針」における「鉄道立体化の検討対象区間」のうち、事業候補区間以外の西武新宿線（田無駅～花小金井駅付近）及び西武池袋線（大泉学園駅以西）の事業化の推進を図られたい。

2 連続立体交差事業により創出された空間のまちづくりへの有効活用

連続立体交差事業と周辺市街地開発事業による一体的なまちづくりは、誘客効果の拡大など、鉄道事業者にも多くの利益をもたらすことが期待できることから、事業により創出された高架下及び地上部の利用については、周辺の面整備と調和した総合的なまちづくりを実現するため、公租公課分はもとより、鉄道事業者分についても、地元自治体の意向を尊重した利用とするよう鉄道事業者側へ働きかけられたい。

3 公共交通と連携したまちづくり

自転車等の集中する駅周辺においては、歩行者の安全確保と駐輪秩序の維持等の観点から、自転車等の放置を規制するとともに、放置規制区域内における自転車の撤去や応益負担の原則を踏まえた駐輪場の提供等、様々な施策を自治体の負担において実施している。

これらの施策は、駅という広域集客施設における課題を解決するためのものであることから、鉄道事業者等が応分の責任を負ってしかるべきものである。

については、都として、鉄道事業者等への働きかけを強化されたい。また、都有地の無償貸与や、民間団体への建設助成を行っている市への財政支援など、引き続き自転車等駐輪施策への支援の充実を図られたい。

加えて、自動二輪車の違法駐車も問題となっていることから、適切な対策を講じられたい。

4 ホームドア（可動式ホーム柵）の設置

鉄道駅の安全対策の向上と駅施設のバリアフリー化の観点から、ホームドア（可動式ホーム柵）の設置を促進するよう継続して働きかけられたい。特に、J R東日本については、2032年度末頃までに東京圏在来線の主要路線全駅（整備済み駅を含む330駅）にホームドアを整備していくこととしていることから、着実な推進をJ R東日本に対して強く働きかけられたい。あわせて、各鉄道事業者に対する支援策についても継続して積極的に講じられたい。

都においては、介護保険制度に係る以下の課題解決等に向けて、市町村と調整し、国に対して積極的に働きかけを行うとともに、都独自の施策展開を図るほか、市町村が行う諸施策について、継続的に財政的、技術的支援策を講じられたい。

1 都から国への働きかけ

(1) 制度の運営に関する事項

- ① 被保険者の範囲の拡大及び障害者施策との統合については、引き続き国の検討内容を注視しつつ、今後の議論においては保険者の意見も十分に反映するよう積極的に働きかけること。
- ② 低所得者対策として、利用者負担の軽減措置を充実させるなど、低所得者対策の抜本的な検討と見直しを、国の責任において実施するよう、継続して働きかけること。特に、生計困難者等に対する介護サービス利用者負担軽減事業については、事業所や市町村の負担が制度利用の拡大の障壁となっていることを踏まえ、負担の軽減や負担割合の見直しについて国に働きかけること。
- ③ 次期介護報酬改定においては、地域区分の設定について、事業所の健全な運営、介護従事者の処遇改善、介護人材の安定的な確保といった課題を踏まえ、大都市における人件費、物件費、介護分野の有効求人倍率の高さなどを考慮し、実態に即した適正な単価設定とするよう積極的に働きかけること。

(2) 財政支援に関する事項

- ① 財政調整交付金については、介護保険事業財政の安定的な運営を確保するため、国の法定分の全額を確実に交付し、市町村の介護保険料の不均衡の解消分については、法定負担分とは別枠で交付するよう積極的に働きかけること。
- ② 地域支援事業を円滑に実施及び運営するため、十分な財源を確保するよう積極的に国に働きかけること。特に、地域支援事業で実施する地域包括支援センターの業務は、高齢化の進展に伴い、量が増加するとともに、医療・介護の連携や認知症への対応など質の向上も求められていることから、センターの機能強化に向けて財源の一層の充実を積極的に働きかけること。
- ③ 保険者機能強化推進交付金については、引き続き既存の交付金とは別の財源により実施すること、保険者の規模等によって不公平が生じることのないよう均衡を図ること、ペナルティとなるディスインセンティブは行わないことを積極的に国に働きかけること。また、評価項目が多岐にわたることから、評価の実施に係る事務費等を国において措置するなどの支援策を講じるとともに、保険者に過度の事務負担

が生じることがないように積極的に働きかけること。

2 都独自の支援策

- (1) 生計困難者等に対する介護サービス利用者負担額軽減事業については、サービス範囲の拡大だけでなく、都独自の所得基準等を設け対象者の拡大を図ること。
- (2) 主治医意見書の記載内容は、介護サービスの有無、在宅サービスの上限等に影響を与えるものであり、診療経過や処方内容だけでなく、介護の手間の記載を正確に行うよう医師会等を通じて引き続き注意喚起を図ること。
- (3) 増大する福祉ニーズに対応するため、介護人材の安定した確保が必要であるが、慢性的に訪問介護員が不足している状況にあることから、人材確保策を講じること。
- (4) 都主催又は委託により実施している介護に携わる職員を対象とした研修については、平成 29 年度は多摩地域においても審査会委員の新任研修が開催されたところであるが、特に、認定調査員研修については、介護保険制度の基礎となる重要な研修であるため、多摩地域での開催や定員の増など、全員が受講できる環境を整えること。

21 高齢者保健福祉に係る各種施策の充実

市町村（保険者）が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参加し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する、効果的かつ効率的な支援等を可能とする介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、市町村は継続的に安定した事業運営を求められることとなった。

については、広域の見地から施策を推進するため財政措置の充実強化を図ること。

- 1 福祉保健区市町村包括補助事業の再構築により創設された、地域福祉推進区市町村包括補助事業の補助基準額の増額、補助率の引上げ等、一層の充実を図ること。とりわけ成年後見活用あんしん生活創造事業については、補助基準額を増額し、現行補助率（1/2）を、後見人等候補者養成事業の事業促進期間中の補助率（10/10）に戻すこと。
- 2 老人クラブ運営費補助金の報告書の様式を、高齢者に分かりやすい様式に変更し、報告項目の簡略化を図ること。
- 3 東京都シルバーパス条例施行規則第4条第2項第4号に規定する「委託」について、補助金交付方式のコミュニティバスは、この解釈上対象外とし、当該運行系統をシルバーパスの通用区間とされたい。

地域包括ケアシステムの構築に向けて重要な役割を担う、地域密着型サービスの整備促進に係る施策の充実を図りたい。

- 1 地域包括ケアシステム構築に当たり、地域密着型サービスの十分な整備促進が必要とされている。しかしながら、土地購入、初期投資に係る負担が大きいことから、地域包括ケアシステムを支える重要なサービスとして位置づけられている定期巡回・随時対応型訪問介護看護や地域密着型特養、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の施設整備が計画どおりに進まない現状がある。

については、介護サービス基盤の更なる整備促進を図るため、都有地の活用や工事費補助の更なる増額等を図ること。

- 2 指定療養通所介護は、難病やがん末期の要介護者など、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等の通所ニーズに対応する観点から、医療機関や訪問看護サービス等との連携体制や安全かつ適切なサービス提供のための体制を強化するため、平成18年4月から介護保険制度に加わったサービスであるが、その整備数は東京都内で5か所に留まっている。

介護保険法等の改正に伴い、28年4月から地域密着型サービスの一つとして位置づけられ、今後、より一層の充実が求められている。また、平均在院日数の短縮化や療養病床の再編、後期高齢者の増大などに伴い、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ要介護者が急速に増えるなかで、これらの中重度者のニーズに対応したサービスを整備し提供していくことが地域包括ケア体制構築の喫緊の課題である。

については、当該サービスを提供する事業所の開設及び運営に係る補助制度の創設し、周知を図ること。

23 認可保育所及び認証保育所に対する補助制度等の充実

子育て支援を進めるため、少子化対策の一層の推進・拡大を図り、次の事項について補助等の充実強化を図られたい。

- 1 子育て推進交付金制度創設の協議の際に、市長会が了承した付帯要件を踏まえ、障害児保育の対象者の増加や重度化、延長保育の需要増加、保育施設の安全対策等に鑑み、各市が行う子育て支援施策の充実のために、子育て推進交付金制度の予算及び運用面を充実すること。
- 2 民間保育所に対する補助制度の更なる充実を図るとともに、保育所の新設に伴う用地取得費に係る補助制度の創設や、保育所用地の確保のための、所有地の無償貸与を行うとともに、国有地の無償貸与が可能となるよう、国に働きかけられたい。
- 3 認証保育所を利用する家庭の経済的負担を軽減し、認可保育所利用者との格差を是正できるよう、認証保育所の利用者に対する保育料補助制度を時限的なものとせず、恒久的な補助制度とすること。
- 4 保育士の離職を防ぐための処遇改善等への支援として「保育士等キャリアアップ補助金」の入所児童1人当たりの単価をさらに増額するとともに、高校生、大学生等へ保育職の魅力を伝える事業を展開するなど、保育士の人材確保策を図ること。また、増加する障害児保育への対応のため、保育士加配に対する支援策を講じること。
- 5 認証保育所の単価について、待機児童が多い0歳児から2歳児までの金額が、認可保育所の公定価格と比較して低い金額となっている。待機児童の解消に向けて0歳児から2歳児までの保育単価の見直しを図ること。

また、認証保育所41人からの定員区分の補助単価を、施設に余裕がある場合に児童を受け入れるようにするため、認可保育所と同様の単価設定となるように引き上げられたい。

- 6 都のキャリアアップ補助金等の補助要件として、認証保育所は子育て支援員の研修の受講が必要とされているが、東京都主催の研修会を全ての希望者が受講できないため、事業者から受講者数の増加について要望を受けている。ついては、都主催研修の受講者数の更なる増加を図られたい。
- 7 保育従事職員宿舎借上支援、保育士試験による資格取得支援、現任保育従事職員資格取得支援等については、市区町村がそれぞれの判断で国・都の補助を受けて事業者補助を行って保育士確保に努めているが、支援実施の有無、規模の違いなどから市区町村間で保育士の取合いが発生している。ついては、自治体間での保育士確保の競争状態を解消するため、都において一律の制度を設けて事業者への直接補助をするべく予算措置を

講じられたい。

また、保育士人材の発掘・斡旋等、保育士確保施策の強化・拡充を図られたい。

- 8 ベビーシッターは、事業者の派遣エリアが都心に集中していることから市部での利用は限定的となることが懸念される。また、利用費用が高額なため、既に実施されている保育士に対する居宅訪問型保育利用支援事業におけるベビーシッターの利用についても、現行の補助額では高額の自己負担が生じてしまうことから、利用が進まないという課題がある。ついては、保育士が継続して働き続けられるよう居宅訪問型保育利用支援事業の補助額の拡充を図られたい。
- 9 医療的ケア児の保育ニーズに応えることが求められているが、その際には、公施設が拠点となることが想定される。ついては、市区町村の財源負担を軽減するため、現在対象から除かれている医療的ケア児支援事業における対象施設に公設も含むよう変更されたい。
- 10 食物アレルギーを持つ児童が増加傾向にあるなか、保育所等における代替食の提供に当たっては、多大な経費と労力を要していることから、保育サービス推進事業補助金、保育力強化事業補助金について、実態に即した補助単価に引き上げられたい。

24 障害者福祉施策の安定的な運営に向けた支援

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）や児童福祉法等に基づく障害福祉施策を実施するに当たり、市の役割と財政負担が年々大きくなっている。市の障害福祉施策の安定的な運営が図られるよう、以下のとおり必要な支援を図られたい。

- 1 地域生活支援事業については、事業のメニューが増えていることや、毎年度、国の財源措置が補助率 1/2 を大きく下回っていることから、市にとって大きな財政的な負担となっている。国は、必須事業への更なる支援を図るとのことから、平成 28 年度においては、一部の任意事業について見直し、普通交付税措置による一般財源化を実施するとともに、29 年度においては、自治体の判断で実施しているその他事業を廃止するなどの制度の見直しを行ったが、国の予算額が大きく増加しておらず、市における超過負担の状況も改善していない。

国の必須事業への更なる支援を図るとの考え方から、必須事業における超過負担を生じない財源の確保と、障害福祉サービス利用者等の増加や施策の拡充に対応した確実な予算措置を、国に対して強く働きかけられたい。

- 2 障害福祉サービスの同行援護等の移動に関するサービスと地域生活支援事業で必須メニューである移動支援事業のサービスの担い手であるガイドヘルパーが、都内全域において不足しており、必要な時に利用できないと利用者から苦情等を受けている。また、重度の障害者に対して長期的かつ継続的に支援することができるヘルパーも不足しており、必要な支援が届かない状況にある。

都においては、30 年度予算に、「サービスを担う人材の養成・確保」に関する様々な新規事業を掲げているが、ヘルパー不足等の課題の解決に向け、以下について対応を図られたい。

- (1) 市が実施する福祉人材の確保に関する事業の実施経費について、障害者施策推進区市町村包括補助事業の先駆的事业として位置づけ、支援を図られたい。
- (2) 市の規模や効率性などにより人材確保対策を講じることのできない市に対しては、都（心身障害者福祉センター）が市と連携を図るなかで圏域ごとにヘルパー養成講習会を開催するなど、積極的な支援を図られたい。
- (3) 都は、「東京都福祉人材情報バンクシステム（ふくむすび）」を開設したが、これにとどまらず、障害者支援の仕事をしてみたいと思う人が増えるような仕組みづくりを検討・構築するなど、積極的な支援を図られたい。

また、人員確保やその資質向上に関する取組を国に働きかけられたい。

- 3 訪問系サービスに係る費用については、障害者自立支援給付費の国庫負担基準の見直しがあり、嵩上げがなされたところである。しかし、国庫負担基準額の上限を超える重度訪問介護等の訪問系サービスを長時間利用する重度の障害者が多い市においては、国庫負担基準超過額に対する都の区市町村補助事業等から補助を得たとしても、依然として過大な負担が生じる。障害者の地域での自立生活を保障し、上限以上に支給決定した市の超過負担をなくすため、国の補助率 1/2 を下回ることなく、重度障害者に対する給付実態を反映した国庫負担基準を導入するなどの適切な措置を講じるよう、さらに国に働きかけられたい。
- 4 日中活動系サービスの利用者が増加するなか、日中活動系サービス事業所の施設整備を促進するために、国庫補助事業の財源を拡充するよう、引き続き国に働きかけられたい。
- 5 医療的ケアを要する重症心身障害者（児）が利用できる短期入所施設は限られていることから、都においては、日常的に利用できる短期入所枠を十分確保するとともに、事業者となり得る医療機関への働きかけを積極的に行い、多摩地域における円滑な利用が可能となるよう短期入所施設数の更なる拡大に努められたい。
- 6 地域における相談支援体制を強化するため、相談支援専門員の人材確保や、報酬単価の引上げ、相談事例に応じた加算など、相談支援事業者が相談支援専門員を安定的に配置できる仕組みに改めるよう、引き続き国に働きかけられたい。

さらに、相談支援専門員の資質の向上を図るため、相談支援従事者研修については、多くの受講者が受けられるよう多摩地域での講義の開催や演習の開催回数を増やし、経験年数に応じたプログラムの追加など更なる充実を図られたい。
- 7 32年度までに各市に少なくとも1か所以上整備することとされている「地域生活支援拠点等」の整備等については、市に過重な役割と財政的負担が生じないように必要な財源措置等を国に働きかけられたい。また、都においては、「地域生活支援拠点等」の整備が進まない多摩地域の実情などを踏まえ、既存の整備費補助や運営費補助に加え、「地域生活支援拠点等」の整備が円滑に図られるよう、本件に特化した補助制度の創設と丁寧な技術的支援を図られたい。
- 8 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、市は障害児福祉計画に基づき整備することが求められているが、受け入れている事業所数はまだ十分ではない。特に医療的ケアを必要とする重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については不十分であり、都は、30年度から障害者施策推進区市町村包括補助事業において、事業所の立上げに係る経費の支援を開始した。しかし、市単位で設置することは財政的にも困難であることから、市の予算において事業所を設置・確保した場合は10/10の補助とするほか、市を経由せずに事業者に対する直接的な財政支援策等を講じられたい。また、障害児の医療的ケア

に実績のある都立病院等への設置に向けた調整を図るなど、様々な選択肢の中で各市の実情に合わせた対応ができるよう、支援を図られたい。

9 放課後等デイサービス事業所については、都の事業者指定に際し、適切な時期に設置市からの意見聴取を義務付けるとともに、質の確保についても依然として懸念されていることから、適切な運営がなされるよう事業者指導等の徹底を図られたい。

10 市は、所轄する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス等に対して、障害者総合支援法に基づく指導検査を行うに当たり、指導検査体制を充実させる必要があることから、財政支援等の対応を図られたい。また、引き続き指導検査にかかる研修の実施や広域自治体としての知見を活かした技術的助言など市に対する支援を図られたい。

25 医療保険制度の一本化に向けた取組

各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、平成 29 年 11 月 30 日の国保制度改善強化全国大会では、医療保険制度の一本化の早期実現が決議されている。

30 年度から実施された国保制度改革による都道府県単位化と基盤強化は、国保運営の安定化に一定の効果があるものと見込まれるが、その一方で、32 年度には団塊の世代がすべて 70 歳を超え、1 人当たり医療費の更なる増加は必至の状況であり、国保財政は更に厳しくなることが予想される。

都においては、今後も市町村と協議を重ねつつ、医療保険制度の一本化が図られることを、国に対し一層強く働きかけられたい。

26 国民健康保険制度における国の公費負担割合拡大

国民皆保険制度の中核をなす国保にあっては、中高年齢の被保険者が多いことなどから医療費の増加を招く一方、年金生活者、非正規労働者、失業者などの低所得者の加入が多いことから、保険料（税）収入が得られにくく、一般会計からの多額の繰入金等に頼らざるを得ないなど厳しい運営を余儀なくされている。

平成 30 年度から実施された国保の都道府県単位化と基盤強化は、国保の運営に一定の効果があると見込まれるものの、引き続き、更なる財政支援策が必要である。

については、国に対し現行の国庫負担割合（療養給付費等負担金 32%、調整交付金 9%）の引上げとともに、国保制度の安定化に不可欠な、毎年 3,400 億円の財政支援の確実な実行は言うまでもなく、更なる低所得者対策の実施を要望されたい。

また、30 年度から、子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担金・調整交付金の減額措置が未就学児まで廃止されたが、全面的な廃止に向けて国に積極的に働きかけるとともに、多子世帯への均等割額の軽減など、子育て世代の負担軽減策の実施についても要望されたい。

27 医療保健政策区市町村包括補助事業の充実等

医療保健政策区市町村包括補助事業は、市町村が主体的に実施する医療・保健サービス事業に対し支援を行い、その向上を目的に実施する事業であり、医療・保健サービスの充実に一定の成果をあげている。

しかし、市町村が担う医療・保健サービスは年々多様化していることから、各分野のサービスの充実を主体的に行う市町村を支援するため、医療保健政策区市町村包括補助事業の更なる充実強化を図られたい。

また、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、必要な対策を整備するための支援策を講じられたい。

- 1 先駆的事業、選択事業及び一般事業の採択に当たっては、市町村がそれぞれの実情に応じた創意工夫による事業を展開していることを踏まえ、柔軟に行うこと。
- 2 補助対象事業に係る補助期間、補助率、基準ポイントの上限設定値等については、補助要綱を見直し、事業内容に応じ、充実を図ること。
- 3 補助対象となる内容及び条件等をより明確化して、事務の簡素化を図るとともに、市町村との事前協議が整った補助事業については、確実に財源措置を講じること。
- 4 災害医療計画策定支援事業に関しては、緊急医療救護所は対象となるが、その他の医療救護所は対象外であるなど、事業によっては制約が多いことから、市町村の実情に沿った柔軟な運用を図ること。
- 5 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、市町村が必要な新型インフルエンザ等対策を講じていくためには、国及び都との役割分担のもと連動した対策の推進が必要である。都は、国に対して、市町村に対する正確かつ迅速な情報提供に努める等、万全の対策を講じるよう働きかけるとともに、市町村が必要な対策をとるための財政支援の充実を図られたい。

また、医療体制の整備については、二次保健医療圏域ごとの取組に差異が生じないよう、都が継続的に調整を図られたい。

感染症に対して集団防疫や疾病予防の観点から有効な対策である各種予防接種について、その実効性の向上のため、国に対し自治体への支援を強く働きかけるとともに、都においても市町村に対する財政支援の拡充等、希望者が時機を逸することなく接種を受けられる環境づくりに適切な支援策を講じられたい。

- 1 予防接種制度の幅広い見直しがなされ、これまでに多くのワクチンが定期化され、接種に係る費用に交付税措置がされているものの、市の負担は増える一方である。

感染症対策は危機管理であり、予防接種施策はその基盤をなすものである。定期予防接種に係る経費は地方交付税によらず、国の責任において必要な財源を確実に確保するよう、国に対して働きかけられたい。

- 2 定期化の方向で検討されているおたふくかぜ、ロタウイルスについては、任意接種者に対し実施している医療保健政策区市町村包括補助事業を、定期予防接種化までの補完として継続されたい。
- 3 定期予防接種、任意予防接種を問わず、各種予防接種ワクチンの安定供給が図られるとともに、定期予防接種化に当たっては十分な情報提供と準備期間が与えられるよう、引き続き国に働きかけられたい。
- 4 接種ワクチンの急増に伴う複雑化や、ワクチンの安全性への関心の高まりに、市や医療現場が混乱なく適切に対応できるようにするため、客観的データを基に幅広い情報を市及び医療現場に提供するよう、引き続き国に働きかけられたい。

多摩島しょの市・町・組合立の病院は、都立病院の補完的役割を担いつつ、地域住民の期待に応えるべく、それぞれの地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献している。

しかし、近年の医療制度の大改革の中で、平成30年度の診療報酬、介護報酬の同時改定により、入院基本料が新たな評価体系に変わったことで、病院経営はこれまで以上に厳しい状況になることが予想される。さらに、都の「地域医療構想」と整合性を取る形で策定した「新公立病院改革プラン」の実行等、更なる経営改善が求められている。また、救急受入れ体制の維持や施設整備等も併せ、以前にも増して医療機関の負担が大きくなっている。

については、公立病院の役割と実情に応じた適正な支援をするよう国に要請するとともに、併せて都単独の補助制度を継続し支援を図るなど、適切な地域医療提供体制を確保するため、特段の措置を講じられたい。

1 公立病院運営事業補助制度の充実

多摩島しょ地域のうち、大学病院等の大病院が存立していない地域において都立病院を補完している公立病院の役割は年々重要となっている。一方、公立病院事業を行っている市町村の負担は大きくなっている。

公立病院運営事業補助制度の31年度の見直しに向けて、公立病院の地域での役割や経営状況を考慮し、病床基礎額の増額、地域の状況に応じた対策及び経営評価指数の適用緩和等、公立病院の役割が適切に反映できるよう、市町村その他関係機関等と検討を行い、公立病院の運営費に対する補助制度の大幅な充実を図られたい。

2 施設整備事業等に対する補助制度の拡充

- (1) 公立病院施設整備事業においては、市町村公立病院整備事業費償還補助金の補助率を引き上げるとともに、補助額算出のための基準面積を大幅に引き上げられたい。

また、建物本体と建物付帯設備の財産処分の制限期間を同一とせず、建物付帯設備の更新が、補助金の返還をすることなく新たに補助金の交付が受けられるよう、利用しやすい制度を要望する。

- (2) 災害拠点病院である公立病院としての役割を果たすためには、DMA Tの充実は急務となっている。

については、DMA T育成及び装備品に要する費用補助の新設と東京DMA T運営協力金交付要綱の拡充を図られたい。

- (3) 公立病院の薬剤師を含む医療技術者は、常に医療レベルの底上げを図っていかなければ

ればならない。また、チーム医療における医師へのサポートやその負担軽減を図るため、より高度な知識と医療技術が求められている。時代の要請に適切に応じた研修を継続的に受講させていくことが必要であるため、研修参加に対する補助制度の充実を図られたい。

3 地域包括ケアシステムにおける医療連携の充実に向けた支援制度の充実

地域包括ケアシステムの構築に向け、「地域完結型医療」を推進することは公立病院の役割である。また、地域包括ケアシステムにおいては、病院や診療所だけでなく在宅ケアや介護との連携など、多職種による診療情報の共有が望まれることから地域医療連携 I C Tシステムの構築が推進されている。しかし、地域医療連携 I C Tシステムの整備には多額の費用が生じるうえ、公立病院は補助対象外であるため、構築が進んでいない状況にある。

より多くの医療機関等が容易に参加できるよう、公立病院を補助対象とするとともにシステムの運用や管理に関する補助制度の充実を図られたい。

また、医療連携や入退院支援を推進するには診療報酬の入退院支援加算では十分とは言えない。社会福祉士や看護師の配置を適切に行うため、補助制度の新設を図られたい。

多摩島しょにおける公立病院の安定した医療体制の確保を可能とするため、医師及び看護師等の医療従事者確保に向けて、特段の措置を講じられたい。

1 産科・小児科・麻酔科等の医師の確保策

- (1) 都においては、「東京都地域医療支援センター」の設置や医師奨学金制度の創設等、様々な医師確保対策を推進しているものの、依然として内科・産科・小児科・麻酔科・心臓血管外科・救急科等の医師不足は極めて深刻な状況にあり、公立病院として安定した事業運営に困難を来している。

については、都としても引き続き医師確保策や育成事業等を講じられたい。

- (2) 都は「東京都地域医療支援ドクター事業」により、多摩島しょの公立病院に対し医師派遣を行っているが、派遣期間が短期間であることやローテーションに欠員が生じるなど、継続的・安定的に医師が確保されていないことから、派遣期間の延長や対象とする診療科の拡大とともに、派遣医師の増員などの改善策を講じられたい。

2 看護師等医療従事者の確保策

近年、多摩島しょの公立病院では、看護師が定員割れを起こすなど、事業運営に支障を来している。

については、公立病院が独自で行う復職支援研修等に対する補助制度の充実を図られたい。

3 看護補助作業者の確保策

介護サービスの拡大により、看護補助作業者におけるヘルパー業務への人材流出が著しく、多摩島しょの公立病院では、看護補助作業者の人材確保が大変困難な状況になっている。

また、入院患者の高齢化に伴い、本来の看護業務以外の業務が拡大しており、看護補助作業者の安定した確保は病院運営に必要不可欠となっている。

看護補助者確保に係る紹介業者の利用や、人材募集広告には経費がかかるため、公的機関で人材バンクを設置するなど、看護補助作業者の人材の確保・育成策を講じられたい。

4 医師の働き方改革の推進に向けた医療従事者の確保及び看護師の資格取得のための財政支援

- (1) 医師の働き方改革を推進するに当たり、必要とする医師を確保するとともに、医師の負担軽減につながる医師事務作業補助者の診療報酬によってなお不足する人件費、又はそれに相当する委託費等の費用負担が見込まれる場合、選択可能な補助制度を新

設されたい。

- (2) 医師と看護職員における役割分担を推進するため、特定行為を行うための研修受講、専門看護師・認定看護師の資格取得支援に取り組んでいるが、雇用している看護職員を認定看護師教育課程へ受講させることは、病院側、受講者側ともに費用面で大きな負担となっている。また、費用負担の大きさからこれらの研修や資格習得を諦める看護師も少なくない。

現在、認定看護師の資格取得支援については、都の「病院勤務者勤務環境改善事業」にて、研修受講期間に係る看護師の給与費の1/2の補助を受けているところであるが、今後、専門性の高い看護師を育成するため、診療報酬等に係る専門看護師、認定看護師の資格取得や、特定行為を行うために必要な研修を受けるための費用について、さらなる補助の拡充を図られたい。

31 多摩地域における医療体制等の充実

多摩地域における医療体制等の充実を図るために人的・財政的支援等特段の措置を講じられたい。

1 多摩地域における小児・周産期医療体制の機能を強化するために最大限の人的・財政的支援を講じられたい。

(1) 周産期母子医療センター及び周産期連携病院の整備及び機能強化を図ること。

(2) 都立小児総合医療センターと地域の中核病院との連携で必要となる小児用ドクターカーの運行について、継続的支援を行うこと。

(3) N I C U（新生児集中治療室）整備促進を図るため、N I C U設置の見込みのある病院に対し働きかけを行うとともに、人的・財政的支援を行うこと。

2 災害時にはクリニックなどの医療施設においても、透析や産科医療等の医療活動に対応する必要があり、非常時に対応した施設・設備の機能強化が求められている。については、自家発電設備、古い医療機器のバッテリー内蔵機種への更新、ナースコールなどの非常配電システムへの変更等、施設・設備の機能強化に幅広く適用できる継続的な補助制度を創設されたい。

3 在宅医療等移行促進のための支援

東京都地域医療構想では、在宅医療の推進が掲げられているところであるが、現状は、患者の高齢化、独居老人の増加、親族との疎遠などが進み、転院、退院が困難となっている。については、患者の在宅医療等への移行促進策の更なる充実を国に働きかけられたい。

4 多摩地域における検案医の不足解消及び配備態勢等の充実を図るために、政令改正並びに人的・財政的支援等特段の措置を講じられたい。

(1) 「監察医を置くべき地域を定める政令」を改正し、多摩地域もこの地域に指定するよう国に働きかけられたい。

(2) 東京都監察医務院の監察医師数を増やし、新たに多摩地域に拠点を設置し、各市町村に派遣するよう図られたい。

(3) 政令改正が行われるまでの間は、都において現在の検案医に対する研修を実施されたい。

平成 24 年に策定されたがん対策推進基本計画（第 2 期）において、28 年度までにがん検診受診率を 50%（胃、肺、大腸は当面 40%）に向上させ、がんの早期発見に努めることとされていた。

このため、市町村では積極的な勧奨や受診者の利便性向上に努め、がん検診を実施してきたところであるが、都における現状は 30～40%台と目標を達成できていない。

さらに、29 年 10 月に策定されたがん対策推進基本計画（第 3 期）では、34 年度までに対策型検診で行われている全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値が 50%とされたことから、更なる受診率の向上のためには、受診者を今以上に増やすことが必須であり、これまで以上の財政支援が必要になると考えられる。

本計画においても、国は財政上のインセンティブ策の活用に取り組むとしていることから、都は国に対し自治体への更なる財政支援を強く働きかけるとともに、都においても、国の指針で早期発見の推進が図られているがん検診に係る委託料等、必要な財政支援を図りたい。

33 出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）の充実

各市町村では、平成 27 年度からの都からの 10/10 補助等により、妊娠の届出をした全ての妊婦を対象に、保健師等の専門職が面談を行い、支援の必要性の早期把握に努めているところである。面談を受けた妊婦からのアンケートでは、出産・育児への不安を率直に相談できる機会があり安心できた等、満足度も高いものとなっている。

また、出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）により、10/10 の補助を活用して妊婦へ配布している育児パッケージについても、今後の継続を強く希望する声があがっている。

しかしながら、当該事業は 31 年度までの時限的なものともなっており、しかも 30 年度から一部補助率が引き下げられたことから、事業を継続するためには、各市町村の財政負担増が避けられない状況である。

妊娠期からの切れ目ない支援を継続するため、行政との信頼関係を構築する機会となる妊婦面談が実施できるよう、都は事業を継続し、補助金の更なる拡充等、各市町村の財政負担の軽減を図る措置を適切に講じられたい。

34 新生児聴覚検査の実施における支援の確立

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要とされている。

国は、市町村に対して、新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図るなど、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組むことを求めている。

都は、国に対し、市町村が継続的・安定的に新生児聴覚検査が行えるよう、補助制度を創設するよう強く働きかけるとともに、都においても市町村に対する支援策を講じられたい。

大気汚染防止法、建設リサイクル法、環境確保条例等により、建物への石綿使用状況の事前調査の義務付けなどアスベスト対策の強化が行われているが、まだ課題も多く、今後、建物の老朽化に伴うアスベスト使用建物の解体件数の増加が見込まれることから、都においては、住民の不安解消及び新たな被害発生を防止するため、更なる財政支援、情報提供及び技術支援を図られたい。

また、国及び関係機関に対しても、必要な対策を講じるよう働きかけられたい。

1 健康被害や解体に伴う調査に係る財政支援の充実

- (1) アスベストによる健康被害について、近隣住民、作業従事者等の被害の実態把握、継続的な健康診断の実施及び被害者救済策の拡充等の措置を講じられたい。
- (2) 個人や中小企業、地方公共団体等が行う成形板等も対象としたアスベスト含有調査や、除去工事に係る経費について、建設リサイクル法に基づく届出先である都における助成制度の創設を図られたい。
- (3) 各市町村でもアスベスト大気調査が実施できるよう更なる財政支援を図られたい。また、アスベストの問題は都民の関心の高いことから、より細かい測定ができるよう、現在の多摩地域1か所（南多摩）に加え、2か所程度の定点測定場所（北多摩、西多摩）の増設も検討されたい。
- (4) 災害等により倒壊した建物におけるアスベスト含有建材使用の有無を迅速に判定することにより、周辺住民の安全確保及び不安解消を図るため、アスベスト簡易測定装置の購入に係る補助制度を創設されたい。

2 大気汚染防止法及び環境確保条例の適正運用に当たっての情報提供・共有体制の強化

- (1) 法改正等により市町村の事務内容に変更が生じる場合には、一方的な通告とならないように、十分な期間をもって協議されたい。
- (2) 法改正の施行状況に鑑み、アスベスト問題に総合的に対応できるよう、不適正処理や無届工事等の違法行為防止に係る法的措置を、引き続き国に要請されたい。

3 アスベストの適正除去、処理等に係る技術支援の強化

- (1) 建築物解体時等において、飛散防止措置を取らないまま無届で行われる事例やさまざまな工事事例が散見されることから、建物の解体に当たっては、大気汚染防止法を始めとする関係法令に基づくアスベスト含有建築材の事前調査の実施や届出について、事業者への周知を徹底されたい。また、建設リサイクル法に基づきリサイクルされたコンクリート塊等の再生砕石にアスベストが混入しないよう周知徹底を図るとともに、事前調査の実施に関しては実効性ある対策を講じられたい。

アスベスト含有廃棄物の処分については、全て埋立て処分としているが、他の方法についても検討を国に働きかけられたい。

- (2) 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成19年8月環境省）」では、災害時に発生したがれき等に含まれる廃アスベストの取扱いや、半壊・倒壊の建築物等の解体に係る指導等は市町村が行うこととされている。

しかしながら、災害時の廃アスベストの発生量は予測が難しく、混乱する現場において解体等の届出の受付から審査、そして検査、更に廃アスベストの収集・運搬、処分等の処理ルートについても市ごとに体制を構築することは困難を極め、マニュアルだけでは実際の災害時の対応は難しいと予想される。

については、災害時の大気測定体制、解体現場への立入りなど監視体制の強化や、特別管理産業廃棄物の広域的な一時保管体制等について、各市町村への支援とともに、都における広域的な体制を構築されたい。

- (3) 17年に特定行政庁である都多摩建築指導事務所が調査した1,000㎡以上の民間建築物を対象としたアスベストの使用状況の調査結果は、使用された建築物を事前に把握することができるだけでなく、災害時の廃アスベストの発生量を予測し、今後、市町村で災害廃棄物処理計画を策定していくうえで極めて重要な情報であるため、市ごとに編集し該当する市へ提供されたい。

さらに、1,000㎡未満についても調査を行い、該当する市へ情報提供されたい。

- (4) 大気汚染防止法の一部改正を受け、市区に立入検査権限が付与された。都においては引き続き立入検査により発覚した法違反への行政処分にあたっては、法の運用上の助言や国との連絡調整に関して、十分な支援策を講じられたい。

環境保全の取組としては、現状把握に努めたうえで、その変化を読み取り、迅速に対応することが重要である。加えて、市民の健康を確保する意味においても、一般環境大気、道路交通騒音・振動及び水質等の継続的な監視・調査が必要である。

これらのことから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 調査・対策支援の充実

- (1) 市が行っている地下水、土壌、一般環境大気、道路交通騒音・振動、水質等の調査及び汚染対策については、市の負担のみでは必要十分な調査・対策を実施することが困難となっているため、十分な財政支援策を講じられたい。また、不法投棄等も土壌汚染の原因となることから、その相談に応じる等の対応をとられたい。
- (2) 自動車騒音測定（常時監視）等の権限移譲に伴い、各市は自動車騒音常時監視を実施している。常時監視は、5年ごとに更新される新しいセンサスへの移行が必要であり、各自治体はこの移行業務に初めて取り組むこととなる。この業務には、地図の購入とセンサスの起点終点の確定、データの移行等、専門的な知識、技術が必要であり、業者への委託が必要な部分があることから、委託内容等の適切な情報提供と十分な技術支援及び財政支援を図られたい。
- (3) 市に寄せられる多種多様な公害に関する相談に対応するため、現在都が行っている研修や実務説明会に加え、より一層の専門的な技術支援の充実、中堅職員を対象とした困難事例研修、個別具体的な案件への実務的な相談対応等を行われたい。

2 地下水の広域的汚染対策の充実

地下水の汚染を広範囲に拡散させないためには、早期の発見と対策が不可欠であるが、これまでの国や都等による調査において、テトラクロロエチレン等の有害物質の環境基準超過地点が多く見られるなど、汚染が継続している状況が明らかとなっている。また、都では「新たな汚染が見つかった場合には、汚染井戸周辺地区調査を実施する」としているが、調査のみでは根本的な解決に至らない。

については、地下水実態調査をより細かく実施するよう地点数の拡大とともに、地下水脈流調査を含め、蓄積された調査データを活用した総合的かつ広域的視点から汚染実態の究明及びその解決に努め、一層の対策を講じられたい。

3 大気汚染対策の強化

- (1) 健康への悪影響が懸念されているPM_{2.5}について、地域大気浄化システムの技術開発等、局地的な対策を講じるとともに、大気中の濃度や成分の測定、発生源や生成の仕組み等の調査研究、シミュレーション等を継続し、都内の実態解明を進め、汚染対策を

講じられたい。また、越境大気汚染対策として、諸外国に対して汚染物質の排出抑制対策の強化を働きかけるよう国に要請されたい。

今後新規開通予定の国や都による都市計画道路の整備に当たり、自動車排出ガスによる大気への影響について関心が寄せられている。このような状況に鑑み、都による自動車排出ガス測定局の設置か、又は国による大気汚染物質監視測定局の設置の要請を行われたい。

- (2) 窒素酸化物やVOCは、光化学オキシダント発生の一因と言われている。大気汚染に関する監視・測定において、窒素酸化物の濃度は、一般環境大気測定結果で、環境基準を達成し減少傾向にあり、VOCの対策については、都の主導により排出抑制のための取組が行われている。

しかし、多摩地域の一般環境大気測定結果によると、光化学オキシダントの濃度は、17か所すべての測定局で環境基準を達成していない状況にある。

このような状況から、光化学オキシダントの発生メカニズムの解明とその対策を講じられたい。

また、VOC排出抑制のため、排出規制の対象とならない事業者が自主的に取り組んでいくように、より一層の施策の推進を図られたい。

- (3) 低公害車等の普及を促進させるために、公共施設等に設置する電気自動車急速充電設備に対する補助金を復活されたい。

横田基地等の周辺自治体のまちづくり等に係る援助、多摩サービス補助施設の返還及び共同使用の促進、航空機騒音調査・騒音対策の充実並びに生活環境整備等の施策を講じられたい。

1 横田基地周辺自治体のまちづくり等に係る援助施策

横田基地は、既成市街地の中にあつて、複数の自治体に跨るほど広大な面積を占めているため、基地周辺自治体は、まちづくりや市民の生活環境の面でこれまで様々な影響を受けてきている。

また、在日米軍再編や航空自衛隊航空総隊司令部移転に係る横田基地の態様の変化は、基地周辺自治体に多大な影響を及ぼすものである。

については、都において、基地対策の一環として基地周辺自治体のまちづくりの支援に一層努めるとともに、基地周辺自治体と連携し、情報の入手と提供に努められたい。

2 航空自衛隊航空総隊司令部の横田基地移転

航空自衛隊航空総隊司令部の運用に際しては、周辺住民の不安及び基地周辺環境への影響を最小限に止めるため、適時、適切な情報提供に努めるとともに、基地機能を強化しないよう国に対し働きかけられたい。また、航空機の飛来については、周辺の平穏な生活に配慮し、必要最小限の飛行に止めるよう引き続き働きかけられたい。

3 垂直離着陸輸送機オスプレイの横田基地配備への対応

平成 27 年 5 月の接受国通報により、横田基地に配備されることとなった CV-22 オスプレイについて、その配備計画期間が米会計年度で 2020 年度まで延期されることが 29 年 3 月に公表された。本年 4 月にはその計画が変更され、夏までに 5 機の CV-22 オスプレイを横田基地に配備し、更に、今後数年間で段階的に 10 機を配備することとなっていたが、その後、10 月 1 日に 5 機が配備された。オスプレイについては、28 年 12 月の沖縄県における MV-22 オスプレイの不時着水をはじめ、国内外での事故や緊急着陸などが続いており、安全性への懸念がぬぐえない状況にある中で、市民の不安が広がっている。

こうした状況を踏まえ、都と周辺市町の連絡協議会では、繰り返しオスプレイの配備に関する要請を行うとともに、東京都市長会でも 5 月に要請を行ったところである。

以上のことから、基地周辺自治体と連携し、引き続き国及び米国に対して、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう働きかけられたい。

4 航空機等の臨時的な飛来への対応

29年6月の韓国空軍のF-16戦闘機を始め、事前の情報提供がない中で多数の戦闘機が飛来しており、飛来目的等も明確にされていない。

このような状況にあることから、基地周辺自治体と連携し、引き続き国及び米国に対して、地元自治体や周辺住民に具体的な説明や迅速かつ正確な情報提供を行い、徹底した安全対策及び周辺住民の安全性への懸念の払拭並びに環境への配慮を講じるよう働きかけられたい。

5 住民の安全確保のための対策

- (1) 横田基地所属の航空機については、過去にC-130輸送機による事故が度々発生しており、29年7月、12月と続けて部品遺失事故が発生し、11月には物料投下訓練中に事故が発生した。さらに、30年4月10日には、横田基地における人員降下訓練の際に、切り離されたパラシュートの一部が羽村市内の中学校に落下するなど、一步間違えれば人命に関わる事態が発生しているにもかかわらず、事故原因及び再発防止策の具体的な説明がないままに訓練が再開された。

航空機事故等は人命に関わる重大な事故につながりかねず、多くの住民に不安を与えるものである。ついては、事故の経緯を明らかにし、原因究明を行い、再発防止を図るよう国に対し働きかけられたい。また、航空機の点検整備を強化し、安全確保の徹底を図るとともに、安全性が確認できるまではこれらの運用を停止するよう国に対し働きかけられたい。

- (2) 厚木飛行場は都外に所在していることから、特に部品落下等の事故や航空機等の配備については、市に情報が到達するまでに時間がかかっているため、都においては、積極的な情報収集、情報提供に努められたい。
- (3) 市街地上空での飛行訓練は、騒音被害はもとより大惨事につながりかねないため、航空機やヘリコプターの低空での訓練飛行、22時から6時までの夜間飛行訓練、艦載機による飛行訓練等の中止を引き続き国に強く要請されたい。また、横田基地において、土曜日、日曜日、日本の国民の祝日、盆、年末年始及び入学試験等の特別な日において、航空機の飛行は行わないよう国及び米国に要望されたい。
- (4) 横田基地についての運用状況に関するホームページを開設し、離着陸訓練等に関する適切な情報提供を行うよう国に対し要望されたい。

6 多摩サービス補助施設の返還及び共同使用の促進

多摩サービス補助施設は、米軍のゴルフ場やキャンプ等野外レクリエーション施設として使用されている。永年にわたり地元としては、全面返還を求めてきたところであるが、29年8月に一部返還が行われたものの、未だ全面返還には至らず、施設の使用についても一部が認められているのみとなっている。ついては、課題解決に向けて以下の措

置を講じられたい。

- (1) 同施設返還に向けた取組を強化されたい。
- (2) 返還までの当面の対応として、使用の要件緩和と米軍との更なる共同使用が可能となるよう、都において、関係機関に対し強く要請されたい。
- (3) 返還後の使用については、貴重な自然を保全した公園整備など、地元市の要望を踏まえて、国と十分に協議されたい。

7 航空機騒音調査及び騒音対策の充実

- (1) 都内及び周辺基地に配備されている自衛隊機及び米軍機について、航空法又は日米合同委員会合意で定められている最低安全高度が遵守されていないと思われる状態が散見されるため、高度を厳守すること及び飛行高度等の飛行方法についての見直しを国に対し要望されたい。また、高度測定等実態調査の実施を国に対し要望されたい。
- (2) 基地の航空機騒音について、騒音の全容把握と課題解決に向けて以下の措置を講じられたい。

① 航空機離発着コース直下の自治体において、都は固定調査・分布調査により騒音の実態調査を行っているが、軍用機の飛行コース、飛行時間は不規則であることから、飛行コース以外の飛行差控え、飛行コース以外を通過した場合の情報提供や飛行直下の騒音が大きい場所での騒音測定の拡充を国に対し要望されたい。また、訓練時の旋回飛行コースを含め、騒音の全容把握に、より一層努めるとともに、航空機騒音に係る環境基準を遵守するために、航空機騒音軽減措置を施すことを国に対し要望されたい。

② 25年4月から、航空機騒音に係る環境基準が、WECPNLからLdenに変更されたことにより、騒音測定に関する機器の購入及びリース料金、委託経費等、関係市には新たな費用負担が生じている。さらに、Ldenによる評価は「地上騒音」もその対象となることから、離着陸に伴うエンジン音とエンジンテストの音の判別等が必要となり、職員の業務量も増加している。今後もこのような負担が引き続き見込まれることから、財政支援を国に要望されたい。都においても、市町村が実施する騒音測定にかかる各種助成制度を創設するとともに、航空機騒音に関する苦情処理に対して助成措置等を講ずることを国に対し要望されたい。

また、騒音レベルはこれまでと変わらないものの、評価値に影響が出ている場所がある。特に飛行コース直下においては、WECPNLの評価値とLdenの評価値で大きな差が確認されているため、その評価の違いを検証するよう、国に対し要望されたい。

③ 厚木及び入間飛行場周辺地域では、航空機による騒音が常態化している。ついては、通常コース以外の旋回飛行等を含めた飛行実態を十分に把握し、騒音の全容を

把握できるよう、固定測定点の増設を図られたい。

- ④ 航空機騒音の評価・測定は都や関係市町村が実施しているが、その測定方法、情報公開の方法等にばらつきが見られることから、都が中心になり、研修会等を開催するとともに、評価・測定に係る助言や、情報公開内容の統一的な基準を示すよう努められたい。
- ⑤ 26年11月に、立川飛行場周辺が環境基準を適用する地域として設定され、都による固定調査・分布調査が開始されたが、騒音測定結果等、環境基準の達成状況について情報提供等を適宜実施されたい。
- ⑥ 市街地の中心に存在する立川飛行場及び朝霞駐屯地について、ヘリコプターの基地間移動時の飛行経路に偏りがあるため、飛行回数が集中する場合の騒音・振動の軽減や編隊飛行は極力行わないこと、できるだけ高度飛行を心がけることを国に要請されたい。
- ⑦ 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐が、30年3月に完了したが、移駐後の厚木飛行場の運用については明確に示されていないため、今後の運用に関する詳細な情報提供を国に要請されたい。
- ⑧ 30年10月1日に横田基地に配備されたCV-22 オスプレイは、飛行時に低周波音を発生するとの報道がなされている。よって、航路直下の地域を含め、航空機騒音のみならず低周波音も含めた騒音の測定体制を構築されたい。また、騒音の測定方法や評価方法について、早急にマニュアルを作成するよう国に要望されたい。

8 生活環境整備対策

都は、基地周辺自治体の生活環境整備対策を推進するため、今後も関係自治体との連携・協議を強化するとともに、国に対して、国防政策上の対策であるという観点に立ち、以下の被害防止対策や財政措置の充実強化について要請されたい。

- (1) 特に、ヘリコプターを含む航空機の排ガスによる環境汚染調査を実施されたい。また、航空機騒音等による基地周辺住民の健康調査を実施し、実態の把握をされたい。
- (2) 飛行コース以外にも旋回、飛行していることから、住宅防音工事区域を拡大するとともに、区域指定告示後の新築家屋及び改造家屋についても住宅防音工事の対象となるよう要望されたい。
- (3) 米兵及び軍属による事件や事故の再発防止と綱紀粛正の強化について、都は各基地司令官に対し、引き続き要請されたい。

9 飛行経路直下の地域に対する騒音調査及び財政支援

- (1) 航空機騒音に係る環境基準を適用する地域外の飛行経路直下の自治体においても、自衛隊機及び米軍機の飛行のたびに、騒音の苦情が寄せられている。その都度、陸上自衛隊立川駐屯地又は防衛省に騒音の対策を要請しているものの改善は見られず、現

在も市民生活に大きな影響が及んでいる。

このことから、環境基準を適用する地域外の状況について、国に騒音の発生原因者として市民の騒音被害の現状を認識させるために、飛行経路の騒音の測定を国に対して要請されたい。

- (2) 飛行経路下の第一種区域内の地域については、従来から騒音等への対応はしているものの、安全性への懸念から、資産価値が周辺と比較して低くなっている。地域の資産価値の向上を図るためには、騒音対策だけではなく、公共施設等の整備により、住みやすい街を作ることが必要となるが、公共施設の整備には多額の費用がかかり、市が単独で実施するのが困難な状況である。

そのため、第一種区域内及びその周辺地域の公共施設整備に対する財政支援の拡充を国に対して要請されたい。

多摩地域における安定的で持続的なごみ処理を可能とするため、廃棄物処理施設等の整備に係る交付金制度の拡大及び充実について、都は国に対して要請されたい。

また、都においては、災害時等の緊急事態や施設の更新・新設等に伴う廃棄物処理の広域的な相互支援に対する財政支援、廃棄物系バイオマスを活用した再資源化事業等に係る財政支援等を行われたい。

1 循環型社会形成推進交付金の拡充について

廃棄物処理施設等を新設、更新する際は、管理棟、搬入道路及び余熱利用施設などの周辺環境整備等の建設事業費が必要であるが、国の交付金の対象とはされていない。また、再資源化施設の大規模改修についても、基幹的設備改良事業の対象とされていないことから、その財政負担は非常に大きくなる。

これらの課題を踏まえ、次のとおり、循環型社会形成推進交付金制度の拡充について、特段の措置を講じるよう国へ要請されたい。

(1) 交付率の引上げ

循環型社会形成推進交付金において、現在、交付率が1/3の事業について、すべて1/2へ引き上げること。

(2) 交付対象の拡大

- ① 一般廃棄物処理施設の新設、増設に伴う付帯設備及び、施設周辺環境整備事業に係る経費
- ② 一般廃棄物処理施設の安定稼働に必要な主要設備の補修・更新費、延命化のための機能回復事業に係る経費
- ③ 一般廃棄物処理施設の統廃合等により廃止される焼却施設の解体費（解体跡地の条件緩和）及びマテリアルリサイクル推進施設など一般廃棄物処理施設全般の解体費
- ④ 大規模災害に備えた廃棄物処理施設の強靱化（防災拠点化も含む）に伴う施設整備に係る経費
- ⑤ 再資源化施設（容器包装リサイクルの中間処理施設を含む）、粗大ごみ処理施設等の基幹的設備改良事業に係る経費

2 広域支援及び災害支援等に係る財政支援について

日々排出される廃棄物を適正かつ安定的に処理し、清潔で快適な環境を維持していくことは、法に定められた自治体の責務である。処理施設の更新時等においても、廃棄物処理を滞らせること無く維持することは絶対条件であることから、処理施設の稼働停止

期間においては、自治体間での委託契約等による広域支援が不可欠となり、多額の財政負担が生じる。また、大規模災害に備えた広域的な体制整備や災害発生時における廃棄物処理支援については、都の主導的な役割が肝要となる。

については、広域支援に係る処理経費の軽減が図られるよう、補助制度等の創設をするとともに、災害支援等に係る更なる支援を行われたい。

3 再資源化事業等に係る財政支援について

地球温暖化の原因物質となる温室効果ガスの排出量削減は、環境負荷の低減及び環境保全に資する重要課題であり、剪定枝・間伐材等の廃棄物系バイオマスの利活用による再生資源の利用促進は、二酸化炭素の削減及び循環型社会の形成に大きく寄与するものである。

については、廃棄物系バイオマスを活用した再資源化事業等の推進が図られるよう、再資源化施設の整備及び再生資源の利用促進について、都において財政支援及び情報提供など必要な措置を講じられたい。

4 広域的な廃棄物処理体制の構築に関する財政支援等について

同時期に建設された多摩地域の廃棄物処理施設の更新に備え、安定的な処理の確保はもとより、エネルギーの回収効率の向上や清掃工場の集約化などを念頭に、広域的な廃棄物処理体制の構築に向けた調整を継続的に行うため、これらの調査研究及び、建設に係る技術支援並びに財政支援を図られたい。

5 一般廃棄物処理施設における再生可能エネルギー発電設備の認定について

発電設備を伴った一般廃棄物処理施設は、災害時には自ら発電した電力で清掃工場の稼働を継続すると同時に、電力供給へも貢献してきたところである。

また、国はストックマネジメントの手法を取り入れ、施設の長寿命化を図るよう提言している。これらを踏まえ、一般廃棄物処理施設の発電設備については、その全稼働期間を再生可能エネルギー発電設備としての認定期間として位置づけるよう国へ要請されたい。

生産者が、自ら生産する製品等について、生産・使用段階だけでなく、製品が使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという、拡大生産者責任の考え方にに基づき、EPR（拡大生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大、市町村に対する財政支援等の措置を講じられたい。

1 EPR（拡大生産者責任）法の整備による事業者責任の拡大

容器包装プラスチックや小型家電などを対象とした各種リサイクル法では、リサイクル経費の大半を占める収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理及び容器回収に係る住民への周知啓発等に要する費用が市町村の負担となっているため、各市町村の財政を圧迫している。

水銀に関する水俣条約が発効し、これまで資源物として輸出している水銀について、国内での最終処分場の確保・整備が必要となり、現状ではそのコストを収集側である市町村のみが負担することとなる。

また、蛍光管や乾電池など有害物質を含むものが不法投棄された場合、製造・販売事業者等には何の義務も課されない一方、その処理責任は市町村に課せられている。

さらに、パソコン回収においては、資源有効利用促進法に基づく一部有償のパソコン回収に加え、平成 25 年 4 月から施行された小型家電リサイクル法での無償パソコン回収も行われ、製造事業者の回収再資源化料金等をめぐって消費者に誤解や不満を生じさせている。

これらの問題については、循環型社会形成推進基本法において、本来、事業者にその責務が課されているが、拡大生産者責任にかかる具体的な仕組みを構築・改善する法整備等が進んでいない状況にある。

そこで、商品及び容器包装等について、製造・販売事業者等に対して市町村の分別処理等に依存することなく、廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生利用とを義務付け、具体的手法等を明記する、いわゆる EPR（拡大生産者責任）法の整備を国に要請されたい。

2 鋭利な在宅医療廃棄物の適正処理の推進

感染症の危険がある使用済み注射針等の在宅医療廃棄物については、多摩地域全域で薬局回収を行っているが、十分とは言えず、普通ごみ、資源物への混入があとを立たない。収集後の手選別作業中においても、針刺し事故が発生した事例もあり、円滑な再資源化に支障を来している。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、旅行者等が増加

することに伴い、注射器等の在宅医療廃棄物の排出が課題となるケースも想定され、一定のルールづくりが必要となる。

これらのことから、在宅医療廃棄物の処理困難性を踏まえ、拡大生産者責任の観点から、生産者である製薬メーカーが排出者への周知を徹底し、回収する仕組みづくり及び旅行者等からの排出に対応するための体制づくりを行うことについて、国や製薬メーカーに積極的に働きかけられたい。また、都薬剤師会にも新たなルールづくりに積極的に関与するよう働きかけられたい。

平成 22 年 5 月に示された「緑確保の総合的な方針」の中にあるとおり、都市の緑として重要な機能を担っている民有地の緑の保全には困難が伴う。

多摩地域に残されている貴重な緑（緑地・森林）を保全するため、次の事項について、引き続き積極的な措置を講じられたい。

1 自然保護条例による保全地域

- (1) 多摩地域には、市街地に近接した多様な生物が生息する貴重な自然環境である谷戸、湧水、雑木林、多摩川沿いなどの河川段丘崖に見られる樹林が一体化しているエリアがある。これらのエリアは、里山として人々の生活に密着した歴史的・文化的に貴重な存在であるとともに、都市のエコロジカルネットワークの向上など、多様な機能を有しているが、近年では減少傾向にあることから、積極的に保全地域として指定されたい。
- (2) 緑地の保全は、地球温暖化対策としての二酸化炭素吸収源、防災機能及び広域的な都民の憩いの場として重要であることから、市町村の条例等により保存樹林などに指定し保全に努めているところであるが、近年では減少傾向にあることから、より一層施策を推進するため、財政措置の充実強化を図られたい。

2 特別緑地保全地区

- (1) 特別緑地保全地区は、農地や屋敷林、丘陵部の樹林地等を民有地のまま保全するという公民協働による施策として、積極的に活用すべき制度である。指定された土地所有者からの買取り申出があった場合は、自治体がい取り、公有地化する必要があるが、その時期は所有者の事情に左右されることから、機動的な買取りが可能となるような支援制度の創設を検討されたい。
- (2) 特別緑地保全地区の指定の促進のため、更なる税制優遇措置や買収に係る財政支援の拡充を、国に対し引き続き要望されたい。

3 都市計画公園・緑地等

都市計画決定された街区公園、特殊公園等の整備事業については、自治体の財政負担が伴うことから、今後とも積極的な用地買収等の整備促進を図るため、都補助の更なる予算拡充を図られたい。また、公有地化後に必要となる維持管理費用等を対象とする補助制度の創設のほか、公園の維持管理の負担軽減を図るための管理手法の構築など、新たな支援策を検討されたい。

さらに、都においても、都立公園及び緑地（緑道）の整備拡充を図るとともに、狭山丘陵等の大規模近郊緑地の保全と、更なる公有化を推進されたい。また、都立公園内に、

地域住民の要望を踏まえて、文化・スポーツ・レクリエーション施設や防災機能を有する施設等を整備されたい。

4 景観法に基づく良好な景観の維持

景観法に規定する景観計画に基づき、都と市町村が協力して行うべき都の管理する公共施設（道路、河川、公園等）とその周辺の景観形成事業については、都の支援策を講じられたい。

下水道の整備は、多摩地域の公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する重要な行政課題である。ついては、流域下水道事業の促進等を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 流域下水道事業建設負担金の財源として流域下水道事業債を起債しているが、昨今の金利情勢に比べ著しく高金利の残債があり、利子償還の負担は下水道財政を圧迫している。公的資金補償金免除繰上償還制度については、平成19年度から24年度まで実施されたところであるが、制度の再開及び要件の見直しを国に強く要望されたい。
- 2 流域下水道事業は、事業の進捗に伴って建設に要する経費の一部を関係市が負担しており、各市財政にとって大きな負担となっている。流域下水道事業は処理区域が複数市にわたり、公共用水域の水質の保全に資するなど広域事業そのものであり、広域の見地から施策を推進する必要があることから、これまでの負担ルールを見直すなど、流域下水道事業にかかる市の財政負担の縮減を図られたい。
- 3 閉鎖性水域の水質保全のための下水の高度処理及び流域下水道事業の維持管理に要する経費について、関係市の負担軽減を図られたい。

関係市において下水道使用料収入の減少傾向が見込まれるなかで、維持管理負担金については下水道行政に大きく影響していることから、効率的な維持管理の徹底を図り、現行の負担金単価を堅持されたい。

また、特に汚水排除の出所特定ができない不明水の処理に当たっては、広域の見地から、都においても引き続き積極的な対策を図るとともに、流域下水道管きよにおける不明水侵入も考えられることから、その処理経費については都においても負担されたい。

- 4 局地的集中豪雨等による浸水被害は今後も増加が予想されることから、浸水被害を未然に防ぎ、住民の安全で安心な生活を確保するために、雨水管等の整備は喫緊の課題となっている。その処理については、区域が複数市にわたるものにあつては広域事業であり、効率的な運営を行う必要があることから、流域下水道事業に位置付け、流域下水道雨水幹線の整備に努められたい。併せて、市が行う雨水対策に対し、都がこれまで培った知識、ノウハウを活かした積極的な技術支援を行うとともに、市の公共下水道と都の流域下水道が一体となって、事業費の縮減と効果の早期発現に配慮した雨水対策を進められたい。
- 5 単独処理区の流域下水道への編入は、東京湾の水質改善と多摩地域の高度防災都市づくり及び下水道事業経営の効率化を図ることを目的としており、広域の見地から施策を推進することが重要である。

この編入には諸課題の解決や多大な経費が必要となることから、技術支援及び確実な財政支援を図られたい。

- 6 近年頻発する集中豪雨の影響により、流域下水道幹線のマンホールから汚水が噴出し、周辺道路等が汚損、破損する事象が発生している。また、流域下水道幹線に接続する公共下水道管マンホールにおいても同様の事象が発生しているほか、流出した汚水の沿道宅地等への流入も発生している。

直接的な要因は、汚水管への雨水の大量流入によるものであると考えられるが、流域下水道における管路施設の構造なども事象発生の原因のひとつとして考えられる。流域下水道幹線や水再生センターの改良等による汚水噴出事故防止対策を講じるとともに、事故発生時に緊急対応が可能な体制の構築を図られたい。

国際的な地球温暖化対策の枠組みであるパリ協定が先の平成 28 年 11 月 4 日に発効され、国も国連に批准書を提出した。国際的な地球温暖化対策の動きが加速するなか、国が掲げる温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比 26%削減する目標の達成に向け、地球温暖化対策を更に推進するためには、国が策定した地球温暖化対策計画にも示されているとおり、自治体が地域の特性に応じた対策に率先して取り組むとともに、市民や事業者も対策に取り組むことが必要である。ついては、公共施設への対策を含め、市区町村が推進する省エネルギー・新エネルギー対策に対し、一層の財政支援等の充実を図らきたい。

1 28 年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」を推進するとともに、「東京都長期ビジョン」及び「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」に掲げる「スマートエネルギー都市」を実現するには、都の施策に加え、各市区町村が展開する地域特性に応じた省エネルギー・新エネルギー対策を更に充実・促進させていくことが必要である。

そこで、家庭における省エネルギー設備等の補助等、市区町村が独自の地球温暖化対策を進めるため、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」について、各市の実情に合った取組に対して、市町村からの相談により条件の緩和等柔軟な支援ができるよう制度の見直しを検討されたい。

また、市民レベルでの地球温暖化対策充実のため、省エネルギー設備導入、再生可能エネルギー導入等への直接補助又は間接補助の充実を図るよう国に財政支援の復活を働きかけられたい。

都は、「熱は熱で 太陽熱で」キャンペーンを実施し、太陽熱エネルギーの利用促進に努めている。一方、事業者を対象とした「集合住宅用太陽熱導入促進事業」は、27 年度で終了した。都が進める太陽熱利用を市町村において積極的に推進するため、太陽熱に関する情報提供を行われたい。

さらに、都では東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会での水素エネルギーの活用と 2020 年以降の普及拡大を図るため、水素ステーションの整備をはじめとした政策目標と具体的な取組を掲げているが、とりわけ水素ステーションについては多摩地域において八王子市の 1 か所にとどまるなど、その設置が進んでいない状況にある。

そのため、低炭素社会の実現に向けて期待される次世代エネルギーである水素の普及を図るため、多摩地域における水素ステーションと燃料電池自動車の普及拡大のための

導入支援事業の継続と支援額の充実、さらに水素ステーション開設後の維持管理費用を支援するための事業の一層の充実、所有地等を利活用できる仕組みづくりなど、都が中心となり水素ステーションの設置促進に一層取り組まれない。

取組に当たっては、水素ステーションの本格整備を目的に自動車会社、エネルギー会社等 11 社が 30 年春に設立した新会社等と連携し、多摩地域全体に、水素ステーションをバランス良く設置していくことについて検討されたい。

2 市町村が推奨する次の事業等に対して、積極的かつ継続的な財政支援及び技術支援と情報提供を行われたい。

- (1) LED等による照明機器の高効率化、空調機のインバータ化等による建築物の省エネルギー性能を高める事業
- (2) 太陽光発電・太陽熱利用、風力発電等の自然エネルギーや未利用エネルギーの活用のための普及事業及び燃料電池（業務用SOFC）等の設備導入
- (3) ヒートアイランド現象防止や夏期の省エネに効果が高いとされている屋上・壁面緑化等の緑化事業

3 温室効果ガス削減の観点からは、公共施設の省エネルギー・新エネルギー化は、その効果が極めて高く、市町村が率先して取り組むべき課題である。しかし、どの自治体も古い公共施設を数多く抱えるなか、厳しい財政状況もあり、その対応が難しい状況にある。このため、古い設備の更新や庁舎を含む新たな公共施設の建設に際して、積極的かつ充実した財政支援及び技術支援を行い、市町村と一体となって地球温暖化対策を推進められたい。

43 大規模災害の発生に対応した廃棄物の広域処理体制の構築

大規模災害の発生時における災害廃棄物については、市区町村等の行政区域を越えた中間処理、最終処分が想定されるため、災害時に備え、多摩地域の市町村として、広域的な中間処理及び最終処分の体制を早急に構築する必要がある。

については、都内で発生する災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の実現に必要な、多摩地域全体を包括的に捉えた広域処理体制やルール構築のための技術支援を行うとともに、その運用について財政支援を講じられたい。

1 市町村における個別計画策定の支援

災害廃棄物の広域処理体制構築の前提となる各市町村の「災害廃棄物処理計画」の策定について、自治体の状況に応じた技術支援を行うこと。

2 広域処理体制の整備

多摩地域の市町村による災害廃棄物の広域処理体制の構築及び特別区を含めた都内の選別等中間処理のルール化のための技術支援を行うとともに、その運用について財政支援を行うこと。

3 最終処分についてのルール化

災害廃棄物の処理で発生した焼却灰及び不燃物等の多摩地域での最終処分について、東京たま広域資源循環組合及び西秋川衛生組合の最終処分場への搬入等に係るルールの共通化のための技術支援を行うとともに、その運用について財政支援を行うこと。

4 特別区等・都との連携体制の整備について

多摩地域内や特別区の区域内での中間処理が不可能な場合の備えとして、都内での迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実現に向けた多摩地域と特別区等との相互応援協定の締結や、多摩地域内の市町村から都への事務委託の方法やそのルール化に係る具体的な検討のための技術支援を行うとともに、その運用について財政支援を行うこと。

44 使用済小型家電のリサイクルシステム維持のための財政支援等

小型家電リサイクル法の施行から5年が経過し、回収や収集・リサイクルに取り組む市町村が増加する一方、本制度に対する課題も明らかになってきた。

現在、都が行っている「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」では、小型電子機器等のリサイクルに係る体制整備のために必要な経費のみを補助対象としており、リサイクルを推進する取組に対するランニングコストについては補助対象外となっている。

については、多摩地域の複数市町村にまたがる広域的なリサイクルシステムの構築、リサイクルを推進する取組に対するランニングコストへの補助拡大等、更なる都の積極的関与を進めるとともに、都と市町村の連携の推進を図られたい。

さらに、近年の金属市況の悪化は深刻で、回復の兆しも見当たらない状況にある。その結果、認定事業者が有償で引き取っていた小型家電製品について、逆有償となる事態も想定される。

については、安定した制度の維持を図るため、都において補助制度を設けるなど財政支援を行うとともに、国に対しても必要な財政措置を行うよう要望されたい。

45 多摩都市モノレールの整備推進と新たな公共交通システムの検討及び 輸送サービスの向上

都市間の連携を図る基幹的システムとして、多摩地域の自立都市圏形成に寄与している多摩都市モノレールの整備推進や、多摩地域における公共交通の新設・線増、改良事業等による輸送サービスの向上について、特段の措置を講じられたい。

首都東京の競争力強化には、区部のみならず多摩地域の活力向上が不可欠であり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて検討が行われる鉄道網の整備とあわせ、リニア中央新幹線事業の早期供用開始に向けて、国、JR等関係機関へ働きかけられたい。

1 多摩都市モノレールとまちづくり

- (1) 多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸については、平成12年の運輸政策審議会答申において「目標年次（2015年）までに整備着手することが適当である路線」に位置付けられていたにもかかわらず、未だ事業化されていない状況にある。

多摩都市モノレールの延伸は、28年の交通政策審議会の答申（以下「同答申」という。）において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に位置付けられ、このうちの上北台～箱根ヶ崎への延伸については「導入空間となりうる道路整備が進んでおり、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべき」と明記されている。

また、当該路線については、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」において「具体化に向けて検討を実施」とされた6路線の一つに掲げられている。

さらに、当該路線は、「都市づくりのグランドデザイン」においても、「検討の深度化を図りつつ、鉄道ネットワークを充実させる路線」として明記されたところである。

沿線市町の武蔵村山市から瑞穂町にかけての地域においては、鉄道系交通がなく、以前より延伸の実現が求められていることから、同答申に基づき速やかに、早期実現のための都市計画決定とその事業化を図られたい。

併せて、モノレールの導入空間となる道路整備については、対象となる全区間で事業認可を取得していることから、早急に整備されたい。

- (2) 多摩都市モノレールの多摩センター～町田方面への延伸については、同答申等において、上北台～箱根ヶ崎への延伸と同様に位置付けられており、整備の意義・効果が高く評価されている。

この路線は多摩南部の交通結節点として、機能充実が求められていることから、国及び鉄道事業者との積極的な協議を進め、早期事業化を図られたい。

さらに、構想路線については、「多摩広域拠点域」及び「多摩イノベーション交流ゾーン」の形成に向けた取組や「業務核都市」整備と整合の取れた路線として延長し、既存の鉄道と接続させるなど、公共交通システムのネットワーク化を検討されたい。

- (3) 多摩都市モノレールの多摩センター～八王子方面への延伸については、同答申において、「多摩地域の主要区間のアクセス利便性の向上を期待」と意義が示されている。

また、八王子駅は、都が主催する「利用者の視点に立った東京の交通戦略推進会議」においても、ターミナル駅に選定されていることから、交通結節点としての機能充実と利便性向上を推進するため、関係者との積極的な協議を進め、早期に事業化を図られたい。

- (4) 多摩都市モノレールは、多摩地域を相互に結ぶ全線 93 キロメートルの循環路線を前提として構想されたものであり、既存の鉄道と接続させるなど公共交通システムのネットワーク化、循環化の実現が不可欠である。このことから、箱根ヶ崎から八王子に至る構想路線についても、整備路線化を図られたい。

2 その他路線の新設・線増・改良等による輸送サービスの向上

- (1) 西武線並びに J R 武蔵野線及び南武線の朝夕ラッシュ時等の混雑を緩和するため、運行本数増等の輸送サービスの改善を図るよう、鉄道事業者等へ働きかけられたい。
- (2) J R 武蔵野線（南線）の府中本町駅以南の旅客化について、国及び J R に働きかけられたい。
- (3) J R 八高線（八王子駅～高麗川駅間）の複線化事業を国及び J R に積極的に働きかけられたい。
- (4) 多摩南部地域については、同答申において、路線整備について一定の意義を認められた小田急多摩線（唐木田駅～ J R 上溝駅間）の延伸について、事業化に向けて国、関係地方公共団体及び鉄道事業者等と協議を行われたい。
- (5) 多摩西部地域については、豊かな自然を求めて多くの観光客が訪れることから、休日における交通渋滞等により住民生活に支障が生じている。こうした渋滞等を緩和し、鉄道利用を促すため、27 年 3 月のダイヤ改正において大幅に削減を行った J R 青梅線及び五日市線の運行本数を改正前の水準に戻し、輸送サービスの向上を図るよう、国及び J R に働きかけられたい。
- (6) 同答申に位置付けられた、都営地下鉄大江戸線の武蔵野線方面への延伸については、地元要望が強いことから早期事業化を図られたい。
- (7) リニア中央新幹線事業は、多摩地域においても産業・経済・観光等への大きな波及効果が期待されるものである。

多摩地域における産業競争力強化と観光客誘致効果の向上を図るため、リニア中央新幹線事業の早期供用に向けて働きかけるとともに、神奈川県橋本駅付近に予定されている新駅との接続の利便性を向上させるための輸送力強化等の施策を検討されたい。

多摩地域においては、重要な都市基盤施設である道路網の拡充整備が、依然として全国平均よりも立ち遅れており、慢性的な交通渋滞や、幹線道路の未整備による生活道路への交通流入が市民生活に多大な影響を与えている。これらの問題を解決するためにも、幹線道路の整備を積極的に推進する必要がある。

一方で、地域の基盤となる準幹線道路や生活道路の整備については、各自治体により鋭意進捗に努めているが、財源不足により、十分に対応できていない状況にある。

都市の骨格となり、まちづくりの根幹をなすこれらの道路整備を促進するため、都による積極的な都道の整備と、市による市道の整備、更には防災性・安全性の強化につながる既存インフラの修繕に対する財政的な支援を求めるとともに、国庫補助等財源の更なる確保を働きかけるなどの、総合的な施策を講じられたい。

- 1 「東京における都市計画道路の整備方針」（第四次事業化計画）で示された都施行路線については、今後 10 年間で確実な事業着手に向けて計画的に着実な道路整備を進め、第三次事業化計画で示されていた都施行路線で既に事業着手している路線についても着実に道路整備を図られたい。また、都施行路線以外の区間においても、協力、支援等の措置を講じられたい。
- 2 多摩南北主要 5 路線の整備については、八王子村山線、府中清瀬線及び調布保谷線が全線開通し、府中所沢線についても事業が進められていることから、引き続き多摩南北主要 5 路線等の南北縦貫道路網の早期整備に積極的に努めるとともに、多摩東西主要 4 路線の早期整備についても積極的に努められたい。

これらの道路整備は、多摩地域の広域的な都市間連携に大きな効果が期待されていることから、この効果をより高めるため、災害時にも寄与し広域防災拠点とのアクセス性向上が図られるよう、都市計画道路立 3・1・34 号中央南北線の南北への延伸、ボトルネックとなる多摩川架橋の整備・改修、放射方向の幹線道路整備についても検討されたい。

また、事業化に当たっては早い段階から地元市町村はもとより、地域住民等に対しても丁寧かつ積極的な情報提供に努めるとともに、意見を聴く機会や話合いの場を設け、適切に協議を行うなど、道づくりとまちづくりが一体的に進められるよう努められたい。

- 3 道路整備に当たっては、ユニバーサルデザインや防災性の向上、沿道市街地の住環境や景観への配慮はもちろんのこと、地点名案内標識の整備に努め、歩道が未設置または狭いために危険な場所については早急な改善措置を講じ、更に街路樹等による緑化の推進などによって魅力ある歩道の設置を促進されたい。

- 4 市町村土木補助については、補助率の引上げを図るとともに、国費対象である人道橋のほか、横断歩道橋を含む橋梁の撤去に対する補助の拡充や複数年事業への対応など、より柔軟で機動的な補助制度となるよう検討されたい。
- 5 円滑な交通を確保するため、バス停の改良と停車帯を確保されたい。
- 6 第三次交差点すいすいプランについては、事業効果が極めて高い事業である。
このことから、交差点の渋滞緩和と円滑な道路交通の実現を目指して、未整備箇所における事業の着実な執行を図られたい。また、具体的な事業計画を示されたい。
- 7 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業については、道路整備の推進にとって効果が極めて高い事業である。
このことから、引き続き、地域のまちづくりや地域交通の円滑化を図るため、早期完成に向けて、計画的に事業を推進するための積極的な予算確保に努めるとともに、事務費の引上げなどを行い、市の負担軽減を図られたい。
- 8 都市計画道路以外の都道において、概成区間であっても、狭小歩道の拡幅による歩行者の安全性向上、渋滞の緩和等の効果が認められる改良事業については、優先度の高低にかかわらず積極的な事業化を図られたい。
- 9 多摩地域における基地跡地利用計画や今後の大型商業施設の建設等による周辺の交通に与える影響について、広域的な交通網整備の観点から、周辺道路を早期に整備されたい。
- 10 都が、平成 30 年 3 月に策定した「東京都無電柱化計画」により、これまでの優先すべき区域及び路線の対象が拡大された。これを踏まえて、優先すべき路線における無電柱化事業の実施に当たっては、各市の要望等を踏まえた上で推進されたい。併せて電線共同溝の補助制度の拡充及び必要な財源の確保を図るとともに、積極的な技術支援を図られたい。また、関係企業等に対する指導等を強化されたい。

47 市街地開発事業に係る補助制度の充実

市街地開発事業に係る事業費補助の充実及び国制度を補完する補助制度を創設されたい。

1 土地区画整理事業

都市計画の基盤をなす土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図る面的整備事業として極めて効果的な事業である。

しかし、土地区画整理事業に対する国庫補助金及び都補助金は、公共事業費削減の影響による減額から未だ回復せず、その影響が市財政を圧迫している。また、新市街地における国庫補助金が原則採択されない状態が続いており、事業を進める上で大きな影響が出てきている。さらに、長らく続いた地価の下落傾向によって、事業施行の財源として見込んだ補助金額が想定額を割り込むようになり、また、保留地が当初の計画どおりの価格で売れなくなるなどの理由から、事業資金の確保が困難となって、土地区画整理事業の運営が極めて厳しい状況にある。

については、土地区画整理事業の推進を図る見地から、次の事項について必要な措置を講じられたい。

- (1) 公共団体等区画整理事業（組合施行を含む。）の事業認可のための測量及び事業計画の策定等に係る費用について、事業の初動期にあり、国の採択要件を満たさない段階では、国の調査費補助制度が適用されず、市の財政負担が増加することから、都において国の制度を補完する新たな補助制度を創設されたい。
- (2) 土地区画整理事業により整備する道路等に対する国の補助について、都市計画決定していない道路等についての採択要件の緩和を国に強く要望するとともに、都において国の制度を補完する新たな補助制度を創設されたい。
- (3) 都の用地費単価が国の用地費単価を下回っている地区があり、東京都土地区画整理事業助成規程に定める補助の額を下回っている状況にあるため、都の用地費単価を国の用地費単価に統一した補助制度の運用を図られたい。

2 市街地再開発事業

東京都市街地再開発事業補助金については、社会資本整備総合交付金と同様に、計画内において交付金の事業間及び年度間の調整ができる柔軟な仕組みとなるよう再構築を図られたい。また、市街地再開発事業の実効性を高める見地から、市街地再開発事業を検討する協議会や再開発準備組合などの任意団体を対象として、再開発の初動期に必要な費用に対する補助制度を創設されたい。

空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）が 27 年 5 月に全面施行され、各市町村は地域の実態に合わせた空き家等対策計画を定めることができることとなった。

市民の暮らしにとって重要な住環境に係る政策は関連分野が幅広く、また時勢の流れに敏感なことから、その展開にあたっては総合的できめ細かな検討を行うことが求められている。また、空き家等問題への対策は多摩地域の広域的発展を考慮しながら、市町村全体で取り組むべき課題であることから、法に基づく関連情報や技術的助言の提供や、対策計画の策定に向けた調査及び計画事業に対する財政支援策を積極的に講じられたい。

1 関連情報や技術的助言の提供

市町村に対し、空き家等についての情報提供や意見交換の場として「空き家対策連絡会」を開催しており、引き続き、担当者相互の意識・知識の向上を図り、多摩地域全体における住環境に係る施策の向上促進を図られたい。また、集合住宅の空家（空き室）についても、情報提供や技術的助言を行われたい。

2 対策計画の策定に伴う調査や計画事業に係る財政支援の充実

- (1) 空き家等の実態を把握するためには、建物の状態や居住者の有無、所有者情報の把握をはじめ、所有者の空き家等に対する意向に至るまで様々な調査が必要である。また、日々変わるこれらの状況を把握するには、継続的な調査が必要となるため、こうした調査に対してより一層の財政支援を行われたい。
- (2) 空き家等対策については、利活用の面だけでなく、発生又は増加の抑制策、除去など総合的な施策が必要である。これらの施策に対して、地域の活性化に資する施設への改修助成等については、28 年度から空き家利活用等区市町村支援事業のメニューに追加されたところであるが、10 年間は使用用途が変更できないなど、補助対象事業の要件が厳しく、利用しづらいため、補助要件の見直しを検討されたい。

都市農業は、宅地化の進展による営農環境の悪化や耕地面積の減少、後継者の不足、野生鳥獣被害による生産性の低下等により、極めて厳しい状況におかれていることから、都市農業の振興に向けた以下の諸施策を積極的に講じられたい。

また、都市農業の育成及び環境整備等、施設整備の充実による生産性向上等に向けた「都市農業活性化支援事業」の柔軟な運用を講じられたい。

1 農業者の高齢化や後継者不足などにより需要が高まっている援農ボランティアの人材確保に向け、いくつかの自治体では援農ボランティアを育てるための独自事業を実施しているが、全体としてボランティアの数は不足している。都は「農作業サポーター支援事業」を実施しているが、更なる施策の充実を図るため、援農ボランティアを即戦力として育成したり、新規就農者が基礎的な技術を習得したりすることができる、常設の農業者研修教育施設（都立農業大学校等）の設置についても検討されたい。

2 都市農業の振興を推進するためには、住民の農業に対する理解が不可欠である。そのため、児童・生徒やその保護者に都市農業が身近なものとなるよう、また、地場産の安全・安心な野菜を通じた食育の推進という観点からも、農業者や団体が行っている学校給食への地場農産物の供給をより一層拡大することのできるシステムを構築する必要がある。

農産物の配送は、農業従事者の人手不足から農業者自身が行わざるをえないが、収穫と配送の時間が重なる等の理由で、現実的には困難である。

加えて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて調達農産物の基準となる「東京都GAP」の認証取得の取組は進めているものの、大会開催時に農業者が農産物の配送を担うことは、農業者にとって大きな負担となることが予想される。

こうしたことから、農業者の負担を最低限に抑えた配送システムの構築や農業者への奨励金制度等に取り組む自治体への支援制度を構築されたい。

3 現行の都市農地保全支援プロジェクトの整備支援は、各自治体において事業実施できる事業費ベースの額が、総額 9,000 万円と上限が設けられている。農家からは上限額を超える要望が寄せられており、現行の制度では充足することができない。事業費の上限の撤廃や引上げなど、各自治体の置かれている状況に応じた制度に再構築されたい。

4 「チャレンジ農業支援事業」については、農業経営の多角化・改善に向けた取組として、イベント開催、広告・PR等の支援により、特に農産物の販路拡大に効果的な事業である。

しかしながら、事業費の下限が 50 万円となっていることや補助率の関係から、農業者及び農業生産団体が自己負担分の金額が多額になることを懸念する場合や、事業費が下限額に満たない場合に申請を取り止める事例が多く見られる。農業者の効果的な活用に向け、下限の撤廃と補助率等の見直しを図られたい。

- 5 「都市農業活性化支援事業」を活用するためには、「3 戸以上の農家で構成する営農集団」という要件があるが、農業者の高齢化や担い手不足により農家戸数及び農地面積が減少している現状では、その活用は困難である。

そのため、経営向上に強い意欲をもつ農業者の施設整備を支援し、都市型農業の有位性を活かした都市農業の経営力の強化と都市農業の活性化を図るため、1 戸の認定農業者だけでも本事業が活用できるよう、事業実施主体の認定要件を緩和し、支援事業の活用を促進されたい。

- 6 「都市農業経営パワーアップ事業」（平成 27 年度まで）を活用して設置したパイプハウス施設については、ビニール部分等が耐用年数の経過により劣化している状況にある。維持管理に要する経費は農業者個人の負担となっており、事業を継続していくうえで大きな課題となっている。また、材質等の変更により既存施設の機能向上を望む声も上がっている。

そうしたことから、都市農業の振興に寄与するため、パイプハウス施設整備後の維持管理経費や機能向上に係る経費について、新たに「都市農業活性化支援事業」の補助対象とされたい。

東京都は、建築基準行政事務は本来的には基礎自治体の事務であり、市町村が地域の実情に即し、都市計画行政と一体的に処理することが望ましいとして、市への事務移管を進めてきた。市としても、自治事務として積極的に受け止めるべきものであると認識している。

しかし、事務移管に伴う新たな財政負担や執行体制の確立に必要な専門職等の人材の確保・育成等の課題は、市が事務移管をためらう大きな要因となっている。

ついては、事務移管を円滑に進めるため、次の事項について要望する。

- 1 財政的支援措置については、現行制度では東京都の算定基準に基づく人件費及び物件費から手数料等の関係収入を減じた額を基準とし、一定割合を移管後5年間にわたって交付するものとされている。しかし、移管を受ける市においては、実際に必要となる人的体制による人件費と交付金との間に乖離があり、また迅速かつ適切な建築行政サービスを提供するには、行政データの電子化、管理システムの構築など新たな財政負担が生じる。

そのため、事務移管に伴い必要となる人的体制や機材等の導入経費が実態に即した適正なものとなるよう、人件費及び物件費の算定基準を改正されたい。

- 2 人的・技術的支援措置については、これまでの事務移管事例においても建築主事や構造担当者をはじめとする専門技術職員の派遣が行われてきたが、現行制度では、派遣期間を「移管予定年度の前年度から3か年を限度」としている。しかし、その育成には、専門知識の習得だけでなく、相当の経験が必要であり、昨今の建築基準行政を取り巻く厳しい環境に鑑みると、十分な期間が確保されているとは言い難い。

こうしたことから、専門技術職員の派遣については十分な派遣期間を確保するとともに、適切な研修プログラムの提供等、積極的な人材育成支援措置を講じられたい。

